

令和5年度

姫路市水防計画

姫路市防災会議

目 次

第1章	総則	1
1	目的	1
2	水防の責任	1
3	用語の意味	4
第2章	水防組織	7
1	災害警戒本部	7
2	水防本部	8
3	水防本部における各会議	8
4	姫路市水防本部組織図	10
5	地区水防隊	11
6	家島町における水防体制	11
7	消防団隊	11
第3章	水防態勢	13
1	水防態勢	13
2	警戒配備	13
3	水防非常配備	13
4	水防態勢の解除	14
第4章	重要水防区域と危険が予想される箇所	15
1	重要水防区域（河川）	15
2	危険が予想される箇所	15
第5章	指定河川洪水予報・水防警報及び気象等の通報	16
1	指定河川洪水予報の通知	16
2	水位周知河川における水位情報の周知及び公表	18
3	水防警報の通知	19
4	県水防指令の通知	22
5	高潮氾濫発生情報の通知	22
6	気象情報の通知	23
7	雨量状況の通報	23
第6章	水位（潮位）とその通報	24
1	通報関係先	24
2	量水標の水位	24
3	通報の時期	25
4	通報連絡系統	25
第7章	水防通信	26
1	水防無線電話及び有線電話の通信経路	26
2	専用通信施設の使用	28
3	水防通信電報	28
第8章	水防監視	29

1	量水標監視	29
2	堤防監視	29
3	水門、ため池等の監視	29
4	監視、巡視、連絡担当区域と主要水防対象（次表）	29
第9章	消防機関の活動	33
1	出動準備	33
2	出動	33
3	出動解除	33
4	指令の伝達	33
5	水防作業	34
6	水防工法	34
7	居住者等の水防従事	34
8	安全配慮	34
第10章	輸送	36
1	車両配置	36
2	輸送協力機関	36
第11章	水防設備	37
1	水防倉庫	37
2	水防資器材	37
3	量水標及び検潮器	37
4	非常用資材の調達	37
第12章	関係団体との連絡協議	38
1	県水防機関との連絡	38
2	警察署との事前協議	38
3	隣接水防管理団体との協議	38
4	自衛隊の災害派遣要請	39
5	上流水位並びに雨量の連絡	39
第13章	居住者の避難	40
1	立退きの指示及び通報	40
2	立退き	40
3	立退き先	40
4	避難情報の判断基準及び対象地区	40
第14章	市内一般に対する周知	41
1	周知事項	41
2	周知の方法	41
第15章	ハザードマップ	42
1	ハザードマップ	42
2	事業内容	43
3	ハザードマップの普及	43
第16章	水防記録	44

第17章	報告	45
1	知事への報告	45
2	姫路土木事務所長への報告	45
3	水防本部長への報告	45
第18章	身分証票及び公用負担権限証明書	
	・公用負担命令・証明並びに優先通行の標識	46
1	身分証票	46
2	公用負担権限証明書	46
3	公用負担命令書	46
4	優先通行の標識	47
第19章	水防訓練	48
○	別表	49～88
○	参考	89～108

(別表)

第1号	各班の事務分掌	
	(参照：地域防災計画 資料編1-7 別表)	
第2号	関係河川一覧	49
	主たる橋梁(木橋)一覧	51
第3号	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	
	(参照：地域防災計画 資料編8-3)	
第4号	気象情報の種類及び基準	
	(参照：地域防災計画 資料編4-1)	
第5号	雨量観測所所在地一覧	52
第6号	水防通信電文様式	54
第7号	水位観測表	56
第8号	水門一覧	(参照：地域防災計画 資料編3-5)
第9号	水防信号及び津波予報の伝達	57
第10号	水防工法	58
第11号	車両一覧	(参照：地域防災計画 資料編7-6)
第12号	水防資器材一覧	(参照：地域防災計画 資料編7-2)
第13号	非常用水防資材調達予定先一覧	
	土砂採取場所一覧	(参照：地域防災計画 資料編3-4)
第14号	市指定避難所・指定緊急避難場所一覧	
	(参照：地域防災計画 資料編6-2)	
第15号	姫路市水防実施状況報告書	88

(参考)

水防法	89
主な風水害	108

第 1 章 総 則

1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、同法第 1 条の目的を達成するため、姫路市域内の河川、海岸、港湾、ため池、内水（法第 2 条第 1 項に定める雨水出水のこと。以下同じ）等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

2 水防の責任

(1) 兵庫県の責任（法第 3 条の 6）

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(2) 姫路市の責任（法第 3 条）

市は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

(3) 気象庁長官（神戸地方気象台長）の責任（法第10条第 1 項）

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

(4) 国土交通大臣（姫路河川国道事務所長）の責任

（法第10条第 2 項、法第13条第 1 項、法第13条の 4、法第14条、法第16条第 1 項・第 2 項）

① 国土交通大臣は、揖保川について洪水のおそれのあると認められるときは、気象庁長官と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

② 国土交通大臣は、揖保川について洪水浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。

③ 国土交通大臣は、揖保川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。

④ 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

⑤ 国土交通大臣は、洪水予報を行った場合若しくは洪水特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。

(5) 知事の責任（法第10条第 3 項、法第11条、法第13条第 2 項・第 3 項、法第13条の 2 第 1 項、法第13条の 3、法第13条の 4、法第14条第 1 項・第 3 項、法第14条の 2 第 1 項・第 3 項、法第14条の 3 第 1 項・第 3 項、法第16条第 1 項・第 3 項）

① 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸地方気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

② 知事は、下記のとおり各々の浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公

表するとともに、市長に通知しなければならない。

ア 洪水予報河川及び水位周知河川にかかる洪水浸水想定区域

イ 水位周知下水道にかかる雨水出水浸水想定区域

ウ 水位周知海岸にかかる高潮浸水想定区域

- ③ 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について水防警報を発令しなければならない。
- ④ 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。あらかじめ指定した公共下水道等の排水施設等にかかる雨水出水特別警戒水位を定めた場合及び、あらかじめ指定した海岸にかかる高潮特別警戒水位を定めた場合も同様に行わなければならない。
- ⑤ 知事は、洪水予報を行った場合若しくは④の各特別警戒水位に達したときは、その旨を関係市町長に通知しなければならない。
- ⑥ 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。
- ⑦ 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は③の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- ⑧ 知事は、国土交通大臣から河川の水位が洪水特別警戒水位に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

(6) 市防災会議の責任（法第15条第1項・第2項）

- ① 市防災会議は、地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報及び特別警戒水位（洪水、雨水出水、高潮）到達情報の伝達方法

イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮）内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 大規模な工場その他の施設（エを除く）であって、市の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの名称及び所在地（所有者又は管理者から申し出があった施設に限る。）

- ② 市防災会議は、浸水想定区域内の前項エ及びオの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び特別警戒水位到達情報の伝達方法を定めるものとする。

(7) 市長の責任（法第13条の2第2項、法第14条の2第1項・第3項、法第15条第3項）

- ① 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して水防管理者

及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

② 市長は、あらかじめ指定した排水施設等について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表する。

③ 市長は、地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民、滞在者その他の者に周知させるよう努めるものとする。

④ 浸水想定区域を含む市長は、地域防災計画に定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配付その他の必要な措置を講じなければならない。

(8) 水防管理者の責任（法第17条）

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならない。

(9) 警察署の任務（法第22条）

警察署は水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

(10) 通信機関の責任（法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

(11) 河川にかかる量水標管理者の責任（法第12条）

河川にかかる量水標管理者は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を越えるときは、その水位の状況に係者に通報しなければならない。また、量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(12) 地下街等の所有者又は管理者の責任（法第15条の2）

① 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。また、計画を作成する場合において、当該地下街等と連続する施設であって、当該地下街の利用者の避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがある場合は、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

② 洪水時の避難、浸水防止のための訓練を行わなければならない。

③ 自衛水防組織を置き、自衛水防組織の構成員その他国土交通省令で定める事項を市長に報告しなければならない。

(13) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（法第15条の3）

① 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成すること。

② 洪水時の避難のための訓練を行い、その結果を市町村長に報告すること。

③ 自衛消防組織を置くように努めること。

(14) 一般市民の義務（法第24条、法第29条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

3 用語の意味

(1) 姫路市水防本部

姫路市域における水防を統括するため、姫路市に設置する水防本部をいう。

(2) 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市（姫路市）をいう。

(3) 指定水防管理団体（法第4条）

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体（姫路市）をいう。

(4) 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市の長（姫路市長）をいう。

(5) 消防機関の長（法第2条第5項）

消防本部を置く市の消防長（姫路市消防長）をいう。

(6) 水防警報（法第2条第8項）

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によって災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号：待機

水防警報第2号：準備

水防警報第3号：出動

水防警報第4号：解除

(7) 水防警報河川又は水防警報海岸（法第16条）

① 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

水防警報河川：揖保川、林田川（県道中井橋～揖保川合流点）

② 知事が前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定し、公示した河川又は海岸をいう。

水防警報河川：一級河川（林田川：県道中井橋より上流）

二級河川（天川、市川、夢前川、菅生川、大津茂川）

水防警報海岸：播磨沿岸（姫路港海岸区域）

(8) 洪水、津波又は高潮予報（法第10条、法第11条）

気象庁長官（あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して）が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

洪水予報指定河川：揖保川（国土交通大臣）

：市川（知事）

(9) 水位周知河川（法第13条）

国土交通大臣又は知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川。

水位周知河川：一級河川（林田川）

二級河川（天川、市川、夢前川、菅生川、大津茂川）

(10) 水位周知下水道（法第13条の2）

知事又は市長が、雨水出水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した公共

下水道等の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設）をいう。

(11) 水位周知海岸（法第13条の3）

知事が高潮により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

(12) 水位到達情報

水位周知河川、水位周知下水道等又は水位周知海岸において、あらかじめ定めた特別警戒水位（河川においては氾濫危険水位）への到達に関する情報のことをいう。

このほか、水位周知河川において氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川又は水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

(13) 洪水浸水想定区域（法第14条）

(9)により指定した河川について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

(14) 雨水出水浸水想定区域（法第14条の2）

(10)により指定した排水施設等について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合、又は当該排水施設から河川等へ雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域をいう。

(15) 高潮浸水想定区域

(11)により指定した海岸について、国土交通大臣が定める基準に該当する想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう。

(16) 姫路市災害対策本部

災害対策基本法第23条の2（昭和36年法律第223号）に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長が必要と認めて設置する機関をいう。

(17) 水防指令

水防本部長（市長）が、水防態勢に入る必要があると認めたとき、関係機関に対し非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第1号＝第1非常配備態勢（少数）

水防指令第2号＝第2非常配備態勢（半数）

水防指令第3号＝第3非常配備態勢（全員）

(18) 水防団待機水位〔通報水位（法第12条第1項）〕

河川にかかる量水標管理者（土木事務所長等）が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。

（参考）おおむね以下のように設定している。

〔水防団待機水位（通報水位）＝氾濫注意水位（警戒水位）×0.7〕

(19) 氾濫注意水位〔警戒水位（法第12条第2項、第17条）〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者（土木事務所長等）は、水防本部長に報告することとなっている。

（参考）おおむね以下のように設定している。

(1)	改修済区域	氾濫注意水位（警戒水位）＝計画高水位×0.6～0.7
(2)	未改修区域	氾濫注意水位（警戒水位）＝護岸高×0.5

(20) 避難判断水位

高齢者等避難の発令判断の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位をいう。

(21) 洪水特別警戒水位（法第13条第1項、第2項）

警戒水位（氾濫注意水位）を超え、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、水位周知河川においては氾濫危険水位に相当する（避難指示の発令判断の目安となる水位）水位をいう。

(22) 雨水出水特別警戒水位（法第13条の2第1項、第2項）

雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。

(23) 高潮特別警戒水位（法第13条の3）

警戒水位を超える水位であって、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位で、緊急安全確保の発令判断の目安となる水位をいう。

(24) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。避難指示の発令判断の目安となる水位で、水位周知河川においては洪水特別警戒水位に相当する水位をいう。

(25) 氾濫開始相当水位

危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始する水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に換算した水位で、緊急安全確保の発令判断の目安となる水位をいう。

(26) 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等関係機関と組織する会をいう。

(27) 土木事務所（長）等

姫路土木事務所（長）、姫路港管理事務所（長）をいう。

(28) 災害警戒本部

水防本部が設置されるまでの間に、初動態勢の確立を図るため設置される本部。

(29) 警戒指令

防災審議監が、災害警戒本部を設置する指令。

第2章 水防組織

1 災害警戒本部

水防本部が設置されるまでの間で、初動態勢を確立するため、防災審議監は次の場合に警戒指令を発令し、災害警戒本部を防災センター5階「災害対策本部室」に設置する。

(1) 設置基準

- | |
|--|
| ① 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波注意報を発表したとき
② 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるとき
③ 風水害等により小規模の災害が発生したとき
④ その他防災審議監が特に必要と認めるとき |
|--|

(2) 構成

次に掲げる構成員は、招集された時は速やかに参集し、姫路市災害警戒本部設置要領に基づき所掌事務を行う。

なお、本部員は事務を迅速に行うために、必要に応じ関係職員を配備することができる。

< 災害警戒本部の構成 >

本部長	副本部長	本部員		
防災審議監	危機管理担当理事	危機管理室長 市長室長 議会事務局次長 職員部長 財務部長 税務部長 市民参画部長	美化部長 農林水産部長 福祉総務部長 保健医療部長 教育保育部長 観光文化部長 まちづくり部長	道路管理部長 公園部長 河川部長 水道部長 下水道部長 消防局次長 教育総務部長

(3) 本部長等の職務

- ① 本部長は、本部業務を掌理する。
- ② 副本部長は、本部長を補佐する。

(4) 所掌事務

本部員は、次の事項を所掌するとともに、適宜、本部長に報告を行う。

- ① 被害情報の収集及び分析
- ② 県及び防災関係機関からの情報収集並びに分析
- ③ 初期応急対策並びに配備体制の検討
- ④ その他、本部長が必要と認める業務

(5) 報告

本部長は、必要な事項を市長に報告する。

(6) 解散

本部長は、水防本部が設置された場合又は災害発生のおそれなくなった時は、災害警戒本部を解散する。

2 水防本部

水防業務を統括するため、市長は次の場合に、市長を本部長、副市長を副本部長として水防本部を防災センター5階「災害対策本部室」に設置する。（参照：地域防災計画 資料編1-10）

(1) 設置基準

- ① 気象庁が、兵庫県瀬戸内海沿岸の予報区に津波警報を公表したとき
- ② 暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、かつ、災害対策について特別の措置が必要と認められるとき
- ③ 姫路市に特別警報が発表されたとき
- ③ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合であって、特に本部の設置が必要と認められるとき

(2) 廃止

本部長は予想された災害の危険が解消したと認められるとき又は災害に関し応急措置がおおむね終了し、平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を廃止するものとする。

(3) 設置及び廃止の通知

本部長は、水防本部を設置し又は廃止したときは、防災会議委員及び関係機関等に通知するとともに、報道機関に発表する。

(4) 水防本部の組織（別図1）

(5) 水防本部の事務分掌（参照：地域防災計画 風水害編 第3編I-第2章第2節（P144））

(6) 職務権限の代行

市長が不在等の非常時には、水防本部の設置等の市長権限は、「市長職務代理規則」の定める順位により副市長が代行する。

3 水防本部における各会議

(1) 本部会議

- ① 会議は本部長、副本部長、及び本部員をもって組織し、次により開催する。
- ② 会議の召集は、原則として本部長が行う。
- ③ 各班長は、本部会議の開催を必要と認めるときは本部長に要請することができる。

< 水防本部の構成 >

本部長	副本部長	本部員	
市長	副市長	危機管理監 医監 技術管理監 技術審議監 防災審議監 生活審議監 スポーツ監 教育長 政策局長 危機管理担当理事 総務局長	財政局長 市民局長 農林水産環境局長 健康福祉局長 こども未来局長 観光経済局長 都市局長 建設局長 上下水道事業管理者 消防局長 教育次長

④ 協議事項

- ア 水防活動及び応急対策の総合調整に関すること。
- イ 県災害対策本部との協議に関すること。

- ウ 職員の動員・配備体制に関する事。
- エ 避難情報の発令及び警戒区域の設定に関する事。
- オ 関係機関への応援要請に関する事。
- カ 災害救助法の適用申請に関する事。
- キ 激甚災害の指定の要請に関する事。
- ク 応急対策に要する予算及び資金に関する事。
- ケ その他災害応急対策の重要事項の決定に関する事。

(2) 副班長会議

- ① 本部会議と各班との情報伝達を円滑にするため、本部班は副班長会議を設置する。開催については、必要に応じて本部班が召集する。
- ② 協議事項
 - ア 各班の所管の被害状況、応急対策の実施状況、その他水防活動に必要な情報等のとりまとめに関する事。
 - イ 各班間の連絡調整に関する事。
 - ウ 本部会議の協議事項の作成に関する事。
 - エ 本部会議からの指令その他連絡事項等の連絡に関する事。

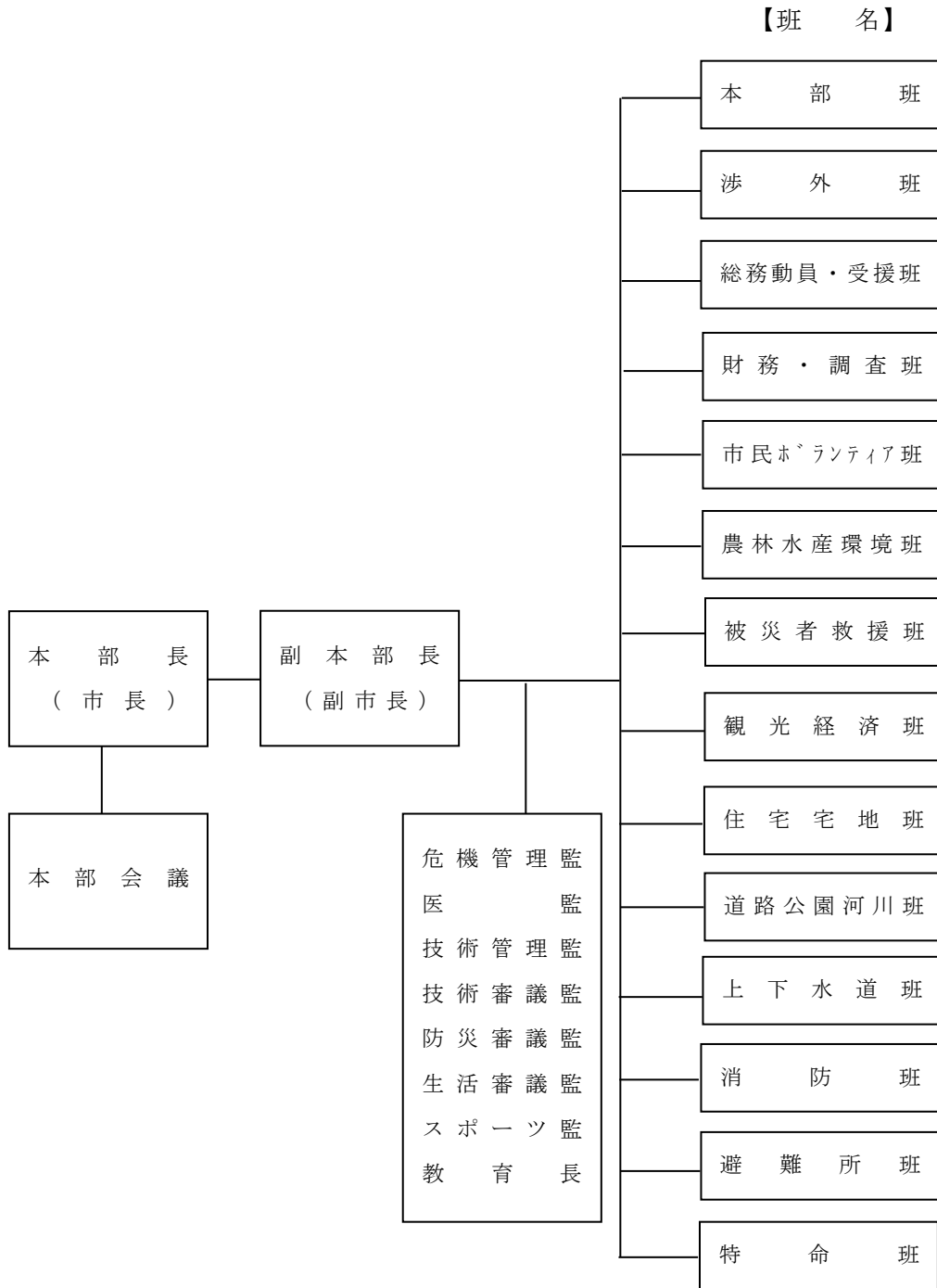
(3) 防災関係機関会議

- ① 水防本部と防災関係機関の連携を効率的に行い、一体的な水防活動の実施を図るために、必要に応じ水防本部に設置する。
- ② 構成

・自衛隊	・警察	・海上保安部	・兵庫県（中播磨県民センター）
・ライフライン関係機関	・医療機関	・その他必要な機関	

- ③ 協議事項
 - ア 各機関の所管の被害状況、応急対策の実施状況その他水防活動に必要な情報等のとりまとめに関する事。
 - イ 本部会議及び各防災関係機関からの指令その他連絡事項等の連絡に関する事。

4 姫路市水防本部組織図



5 地区水防隊

姫路東、姫路西、飾磨、網干、中播の各消防署に地区水防隊を置き、署長をもって隊長（以下「地区水防隊長」という。）とし、消防班長の指揮のもと、当該消防署管轄区域内の水防業務を行う。

地区水防隊長は、緊急の必要があると認める場合においては、消防班長の指揮をうけることなく、水防業務を行うことができる。

この場合、事後直ちに消防班長に報告しなければならない。

地区水防隊 隊長 消防署長 副隊長 副署長	情報連絡班（予防担当）	事 務 分 掌	各種情報の収集・報告・記録・信号
	監視班（指揮担当・警防担当・救急担当）		河川・ため池等の巡視・監視・警戒
	作業班（指揮担当・警防担当・救急担当）		水防工法・避難指示・広報
	庶務班（庶務担当）		非常招集・消防団・庶務・その他

6 家島町における水防体制

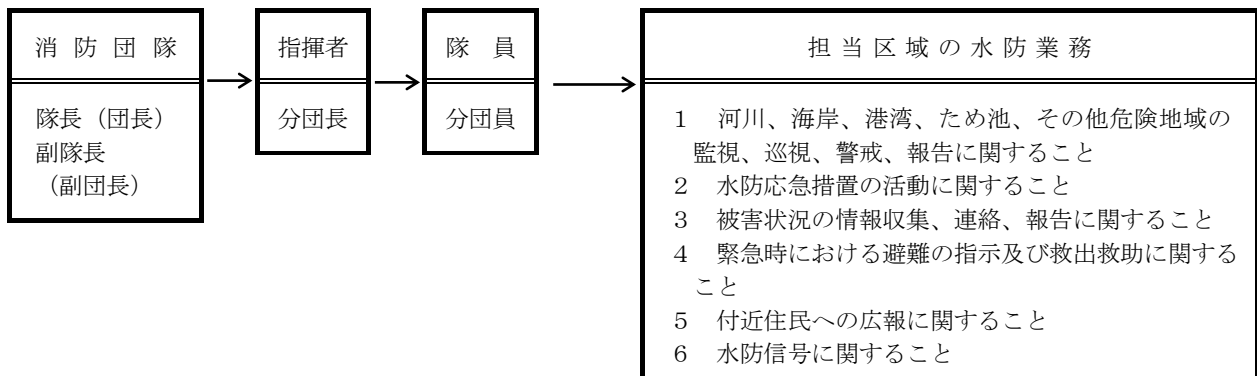
「5 地区水防隊」の規定にかかわらず、家島町域にあっては、家島事務所長が職員及び消防団等を指揮し、当該区域内の水防業務を行う。

この場合、飾磨地区水防隊と連絡・連携を図るものとする。

7 消防団隊

各消防署の管轄区域内の消防団は、消防団隊として当該地区水防隊長の所轄のもとに行動し、団管轄区域内の水防業務を行う。

家島町域にあっては、家島事務所長の所轄のもとに行動し、団管轄区域内の水防業務を行う。ただし、災害が広域に及んだ場合はこの限りでない。



姫路東消防団 (姫路東消防署管轄)	
20	城南分団
	城巽分団
	城東分団
	東分団
	城北分団
	城乾分団
	広峰分団
	野里分団
	水上分団
	増位分団
	砥堀分団
	花田分団
	四郷分団
	御国野分団
	別所分団
	谷外分団
	谷内分団
	豊富分団
	山田分団
	船津分団

姫路西消防団 (姫路西消防署管轄)	
16	船場分団
	城西分団
	安室分団
	安室東分団
	高岡分団
	高岡西分団
	荒川分団
	手柄分団
	城陽分団
	曾左分団
	峰相分団
	白鳥分団
	青山分団
	太市分団
	林田東分団
	林田西分団

飾磨消防団 (飾磨消防署管轄)	
14	橋東分団
	橋西分団
	高浜分団
	妻鹿分団
	白浜分団
	津田分団
	英賀保分団
	広畑分団
	広畑西分団
	八幡分団
	八木分団
	糸引分団
	的形分団
	大塩分団

網干消防団 (網干消防署管轄)	
6	勝原分団
	旭陽分団
	網干分団
	余部分団
	大津分団
	大津茂分団

家島町消防団 (飾磨消防署管轄)	
4	宮分団
	真浦分団
	坊勢分団
	男鹿分団

夢前町消防団 (中播消防署管轄)	
7	置塩分団
	古知分団
	前之庄分団
	山之内分団
	菅生分団
	上菅分団
	苜野分団

香寺町消防団 (中播消防署管轄)	
3	中寺分団
	香呂分団
	香呂南分団

安富町消防団 (姫路西消防署管轄)	
2	安富南分団
	安富北分団

第3章 水防態勢

1 水防態勢

水防関係各班は、次の場合で水防活動の必要があると認められるときは、水防活動態勢に入るものとする。

- (1) 水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき。
- (2) 洪水予報の発表があったとき。
- (3) 水防警報の発表があったとき。
- (4) 洪水・高潮のおそれのあることを自ら知ったとき。

2 警戒配備

	配備時期	態勢の内容	配備人員	指令
災害警戒本部	・暴風、大雨、洪水又は高潮警報が発表され、災害の発生のおそれがあるが、その時期規模等の予測が困難な段階又は小規模の災害が発生した場合 ・津波注意報が発表された場合	初動態勢の確立	災害警戒本部の構成員	警戒指令

3 水防非常配備

- (1) 水防本部長は、水防本部を設置し、水防非常配備態勢を発令する。

(水防非常配備態勢表のとおり)

ただし、防災審議監が、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行うことができる。この場合、直ちに水防本部長及び副本部長に報告するものとする。

- (2) 関係各班は必要な人員を水防本部に配置する。
- (3) 各班の編成等

各班長は、班の編成、水防本部要員、関係職員の連絡、招集方法を定め、班員に周知徹底を図るものとする。

- (4) 消防班等動員の必要な班にあっては、水防本部長の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、班長の判断により、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部と密接な連絡をとるものとする。

<水防非常配備態勢表>

態勢区分	配備時期	態勢の内容	水防本部長からの指令
第1非常配備態勢	・小規模の災害が予想される段階又は小規模の災害が発生した場合 ・津波警報が発表された場合	少数の人員を配置して、主として情報連絡及び警戒に当たる体制	水防指令第1号
第2非常配備態勢	・中規模の災害が予想される段階又は中規模の災害が発生した場合	所属職員の概ね5割以内の人員を配置して、防災活動に当たる体制	水防指令第2号
第3非常配備態勢	・大規模な災害が予想される段階又は大規模の災害が発生した場合	所属職員全員を配置して、防災活動に当たる体制	水防指令第3号

※ 初動対応等を行う班にあつては、必要に応じた配備人員とする。
家島地域に勤務する職員は、1号配備とする。

4 水防態勢の解除

水位及び潮位が氾濫注意水位（警戒水位）若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなつたとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれなくなつたとき、又は津波のおそれなくなつたときは、水防態勢を解除する。

- (1) 水防本部長は水防解除を命じた場合には、一般に周知させるものとする。
- (2) 水防本部長は水防解除を命じた場合には、関係機関に報告するものとする。

第4章 重要水防区域と危険が予想される箇所

水防区域のうち、洪水又は高潮が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい重要水防箇所及び危険が予想される箇所は、次のとおりである。

1 重要水防区域（河川）

(1) 国土交通省

「地域防災計画 風水害等対策計画 総則 第3章第4節 第1 本市の風水害に対する危険性 1 風水害の危険性 (2) 重要水防区域（河川） ① 国土交通省(P21)」参照

(2) 兵庫県(姫路土木事務所他)

「地域防災計画 風水害等対策計画 総則 第3章第4節 第1 本市の風水害に対する危険性 1 風水害の危険性 (2) 重要水防区域（河川） ② 兵庫県(姫路土木事務所他)(P22)」参照

(3) 姫路市

「地域防災計画 風水害等対策計画 総則 第3章第4節 第1 本市の風水害に対する危険性 1 風水害の危険性 (2) 重要水防区域（河川） ③ 姫路市(P22)」参照

※ 水防計画別表：「第2号 関係河川一覧」参照

2 危険が予想される箇所

(1) 特定ため池のうち重点的に整備をすすめるため池

「地域防災計画 風水害等対策計画 総則 第3章第4節 第1 本市の風水害に対する危険性 1 風水害の危険性 (3) 危険が予想される地域 ① 特定ため池のうち重点的に整備をすすめるため池(P23)」参照

(2) 山地災害危険地区

ア 山腹崩壊危険地区

地域防災計画資料編：「8-5. 山腹崩壊危険地区一覧」参照

イ 崩壊土砂流出危険地区

地域防災計画資料編：「8-6. 崩壊土砂流出危険地区一覧」参照

ウ 地すべり危険地区

地域防災計画資料編：「8-7. 地すべり危険地区一覧」参照

(3) 土砂災害危険箇所

ア 土砂災害警戒区域等

地域防災計画資料編：「8-2. 土砂災害警戒区域等一覧」参照

イ 急傾斜地崩壊危険箇所

地域防災計画資料編：「8-3. 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧」参照

ウ 土石流危険溪流

地域防災計画資料編：「8-4. 土石流危険溪流一覧」参照

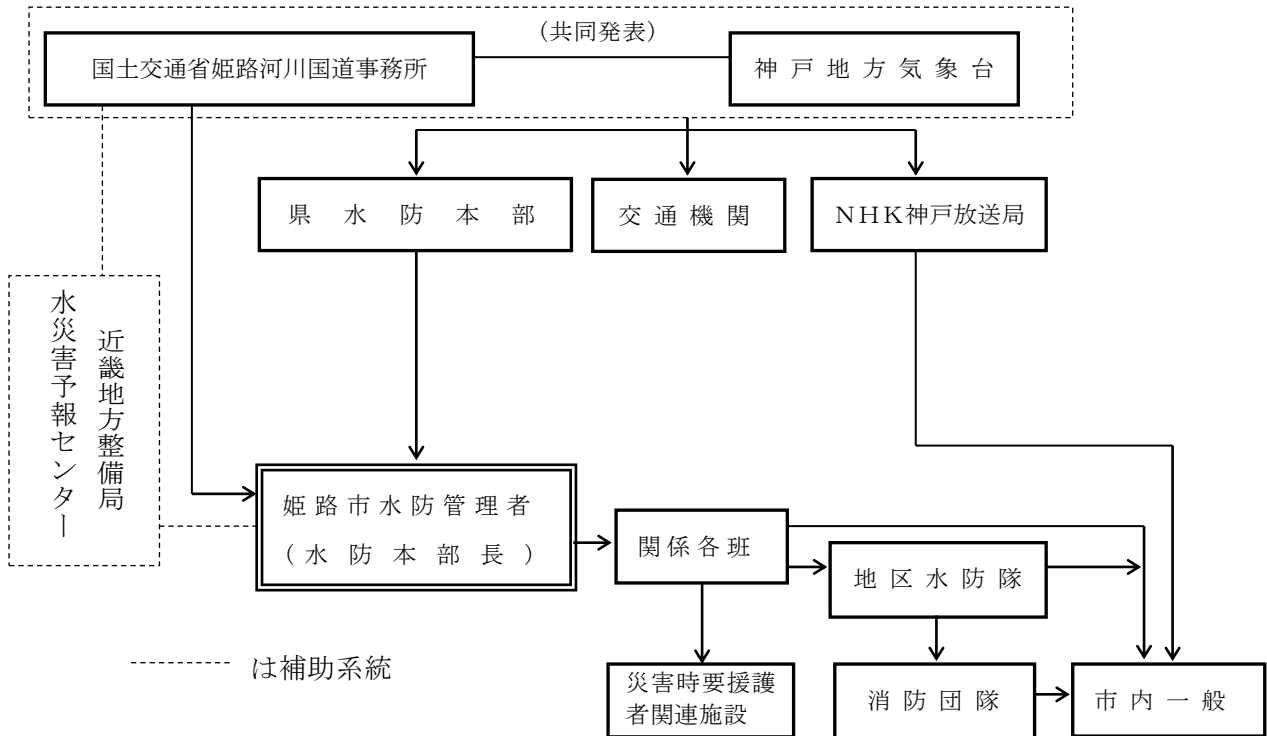
第5章 指定河川洪水予報・水防警報及び気象等の通報

法第10条、第11条並びに第16条の規定による洪水予報等、水防警報及び気象状況の通知方法は、次のとおりとする。

1 指定河川洪水予報の通知

(1) 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報（一級河川：揖保川）

① 通知系統



② 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発表者
揖保川	左右岸 菅野川合流点から海まで	姫路河川国道事務所 神戸地方気象台
中川	左右岸 揖保川からの分岐点から海まで	
元川	左右岸 中川からの分岐点から中川との合流点まで	

③ 洪水予報の対象とする基準値名

河川名	洪水予報の対象とする基準値名								河口からの距離	
	観測所名	所在地	水 位					計画高水位		(参考値) 氾濫開始 相当水位
			水防団 待機水位 (指定水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)				
揖保川	龍野	たつの市 龍野町水神	2.00m	3.00m	3.30m	3.50m	4.87m	5.18m	12.90km	

※氾濫開始相当水位については、国からの通知は発出しません。

④ 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報の種類等とそれぞれの発表基準（臨時の洪水予報を除く）は、以下を基本とする。臨時の洪水予報については、氾濫発生情報、氾濫危険情報または氾濫警戒情報の発表中等に、今後河川氾濫の危険性が高い場合において、発表されている大雨特別警報の警報等への切替時に、河川氾濫に関する情報として発表するものとする。

種類	標題	発表基準
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」 又は 「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき※1 ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき※2 ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「氾濫注意報（発表）」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

※1 姫路河川国道事務所と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報のみの発表基準

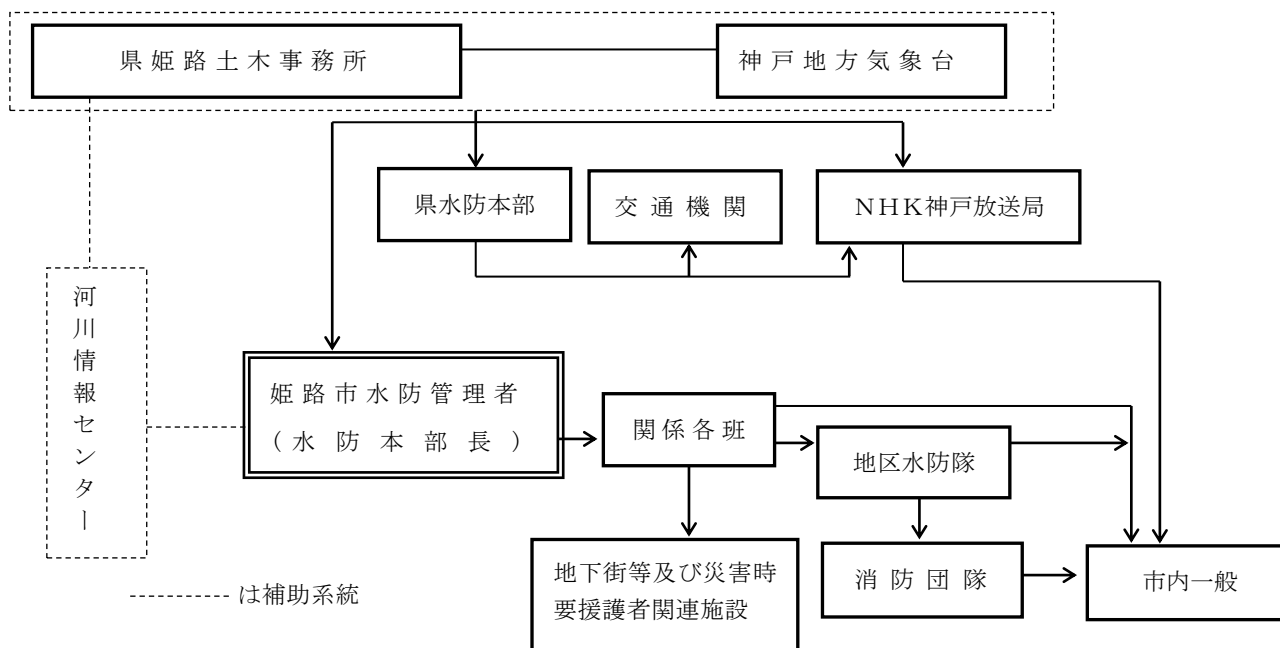
※2 兵庫県と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報のみの発表基準

⑤ 避難情報の発令の判断基準及び対象地区

地域防災計画資料編：「6－5. 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照

(2) 兵庫県と神戸地方気象台の発表する指定河川洪水予報（二級河川：市川）

① 通知系統



② 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市 川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海に至るまで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海に至るまで	中播磨県民センター 神戸地方気象台

③ 洪水予報の対象とする基準値名

河川名	観測所名	所在地	水 位							河口からの距離
			平常水位	水防団待機水位(通報水位)	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位(特別警戒水位)	計画高水位	(参考値)氾濫開始相当水位※	
市川	砥堀	砥堀	2.00m	3.30m	4.30m	5.20m	5.60m	5.79m	6.87m	13.50km

※氾濫開始相当水位については、県からの通知は発出しません。

④ 洪水予報の種類と発表基準

「1 指定河川洪水予報の通知」の「④ 洪水予報の種類と発表基準」の項を参照

⑤ 避難情報の発令の判断基準及び対象地区

地域防災計画資料編：「6-5. 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照

2 水位周知河川における水位情報の周知及び公表

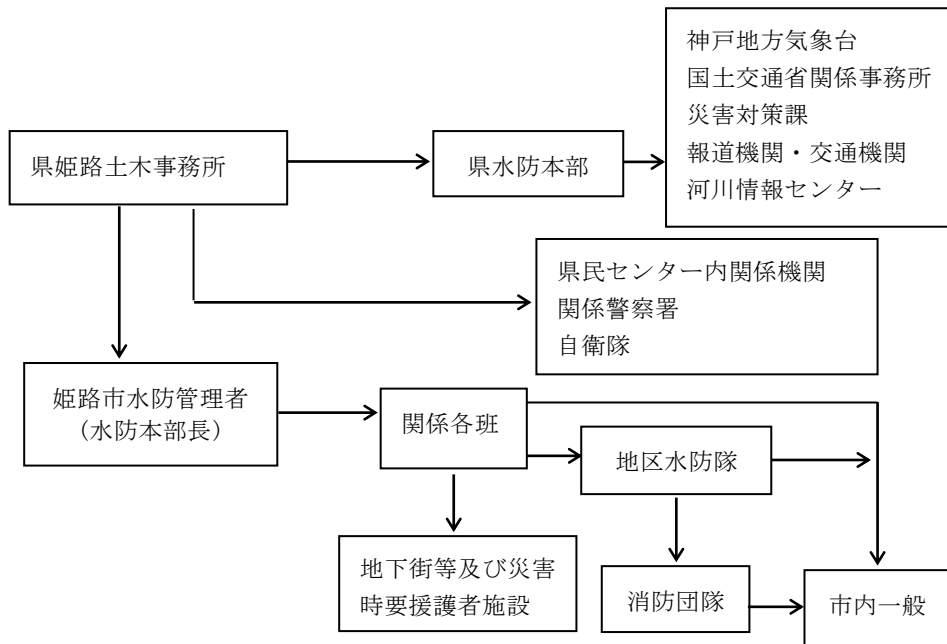
① 対象河川

ア 一級河川（林田川）

イ 二級河川（天川、市川、夢前川、菅生川、大津茂川）

※ 市川の対象区域：砥堀生野橋から上流

[通知系統]



② 水位情報の通知

県民センター長は、水位周知河川の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したときは、その旨を水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。

③ 対象とする量水標

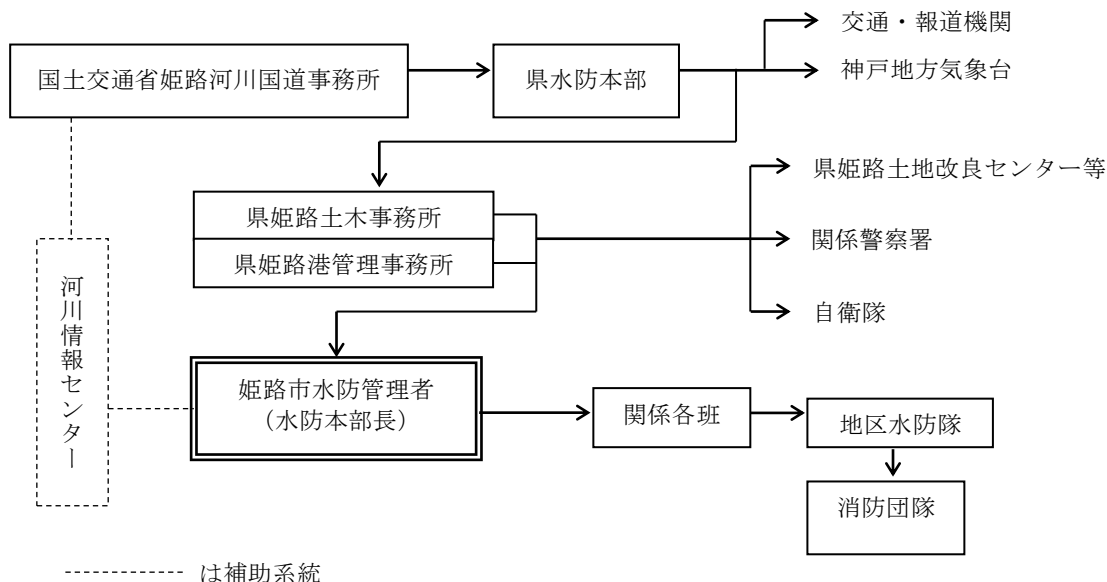
河川名	量水標	所在地	水位				(参考値) 氾濫開始 相当水位※
			水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難 判断水位	氾濫 危険水位 (特別警戒水位)	
林田川	穴部	姫路市林田町松山	1.30m	1.50m	2.20m	2.30m	2.49m
天川	天川	姫路市御国野町御着	2.00m	2.50m	3.70m	3.90m	4.62m
市川	寺前	神崎郡神河町鍛冶	1.90m	2.70m	2.80m	3.60m	4.16m
	福崎	神崎郡福崎町福崎新	4.10m	5.00m	5.30m	5.70m	6.18m
	砥堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.20m	5.60m	6.87m
夢前川	古知之庄	姫路市夢前町古知之庄	1.50m	2.00m	2.20m	2.60m	3.48m
	書写	姫路市書写	1.50m	2.00m	2.50m	3.40m	4.44m
	下手野	姫路市広畑区東夢前台	2.60m	3.30m	4.20m	4.50m	5.06m
菅生川	護持	姫路市夢前町護持	3.30m	3.80m	4.10m	4.50m	5.53m
	実法寺	姫路市実法寺	3.20m	4.00m	4.20m	4.70m	4.48m
大津茂川	勝原	姫路市勝原区下太田	1.60m	2.10m	3.10m	3.30m	4.13m

※氾濫開始相当水位については、県から通知は発出しません。

3 水防警報の通知

(1) 国土交通大臣の発する水防警報（一級河川：揖保川、林田川（県道中井橋～揖保川合流点））

① 通知系統



② 水防警報の種類

(水害時) 対象とする量水標：龍野量水標 誉量水標

段階種類	内容	発表時間	
		龍野	誉
第1段階 待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する3時間前	水防団待機水位に達したとき
第2段階 準備	水防資器材の点検、水閘門等の開閉準備、水防要員招集準備、巡視幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する2時間前	水防団待機水位に達したとき
第3段階 出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて行う。	氾濫注意水位に達する1時間前	氾濫注意水位に達したとき
第4段階 解除	水防活動終了の通知を行う。	水防活動の必要なくなった時	水防活動の必要なくなった時

(津波時) 対象とする量水標：龍野量水標

種類	内容	発表基準
第3段階 (出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき
第4段階 (解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

(2) 知事の発する水防警報

① 対象河川及び海岸

ア 一級河川（林田川（県道中井橋より上流））

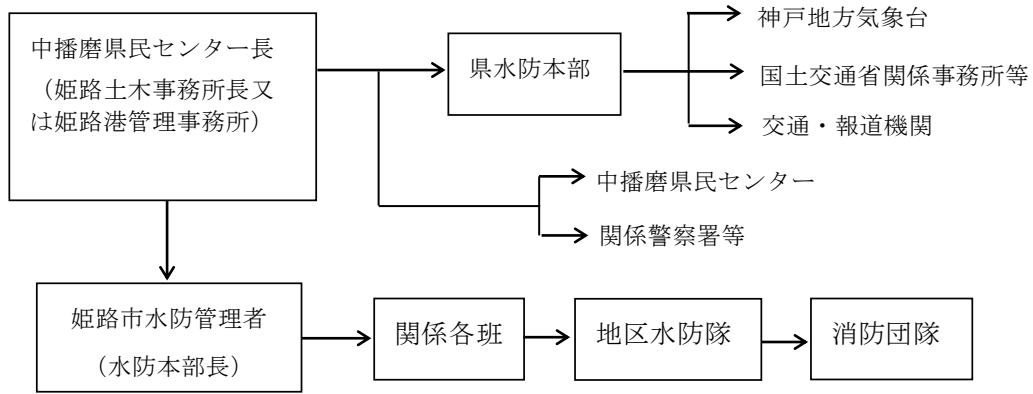
イ 二級河川（天川、市川、夢前川、菅生川、大津茂川）

ウ 津波にかかる対象河川

〔兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川（但し、一級及び二級河川に限る）〕

エ 水防警報海岸：播磨沿岸（姫路港海岸区域）

② 通知系統



③ 水防警報の種類

段階種類	内容
第1号待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができるよう態勢を準備させるもの。
第3号出動	水防活動に出動させるもの。
第4号解除	水防活動の終了させるもの

④ 水防警報の発令

ア 洪水・高潮発生時

知事が水防警報を発する河川又は海岸について、県民センター長は、県水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び高潮の潮位状況を判断し、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民センター長が定める基準に達した場合は、速やかに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に通報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

種別	標準的な発令基準
第1号 待機	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位（通報水位）を○cm（県民センターにおいて河川・海岸毎の特性を考慮して設定）上回り、さらに水位が上昇するおそれがあるとき
第2号 準備	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が○m（県民センターにおいて、水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位と氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定）に達し、氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
第3号 出動	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、さらに水位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
第4号 解除	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が氾濫注意水位（警戒水位）（又は当該水位－○cm）、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2) 水防警報が発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

イ 津波発生時

津波による水防活動は緊急を要することが想定される。

原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して、災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機・準備の2段階は省略するものとする。

津波にかかる注意報・警報の発表があった時は、県民センター長はすみやかに水防警報を発する。

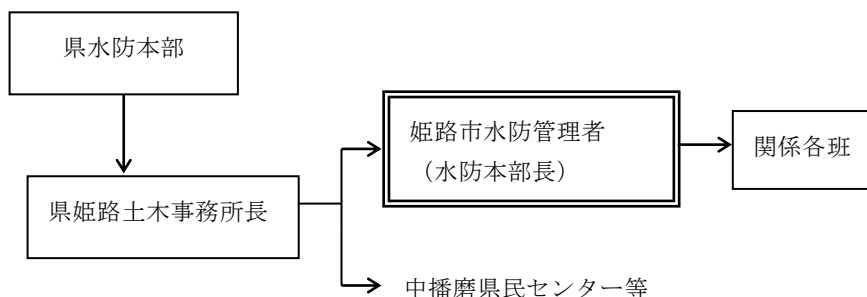
ただし、水防団員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できないおそれがあり、水防団員等が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難させることとする。

種 別	標 準 的 な 発 令 基 準
第3号 出動	津波注意報・警報が発表されたとき（自動発令）
第4号 解除	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき

4 県水防指令の通知

県水防本部長が、県の機関に対し水防非常配備体制に基づく指令

(1) 通知系統



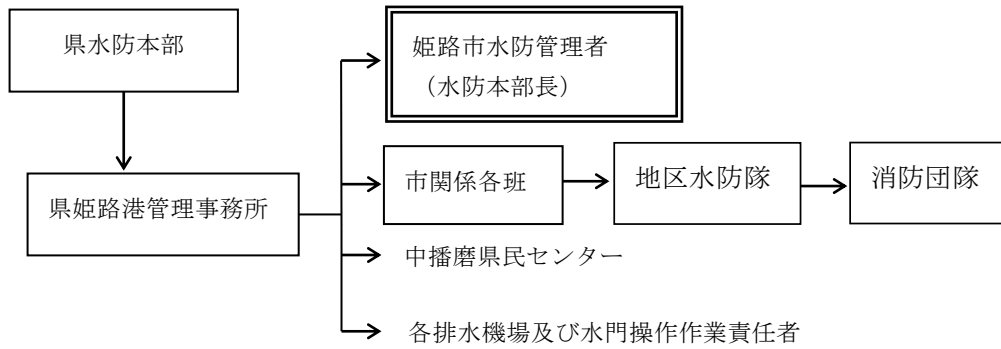
(2) 水防指令の種類

種 別	内 容
県水防指令第1号	第1非常配備につくべき指令
県水防指令第2号	第2非常配備につくべき指令
県水防指令第3号	第3非常配備につくべき指令
解 除	水防非常配備を解除する指令

5 高潮氾濫発生情報の通知

県民センター長は、東二見または室津検潮所の潮位が高潮特別警戒水位に達したときは、その旨を水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。

(1) 通知系統

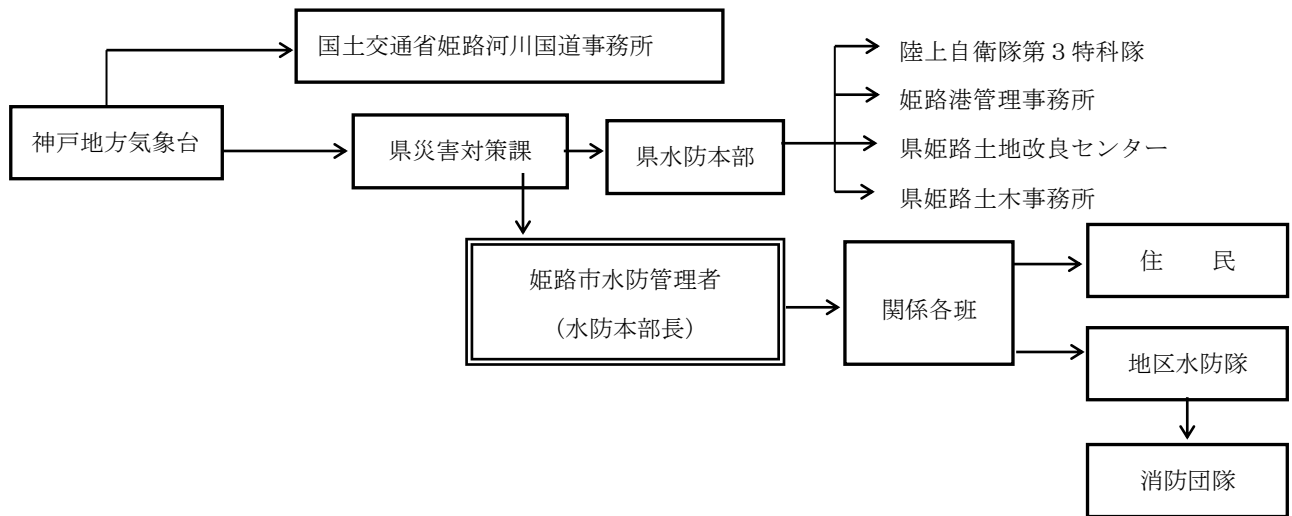


(2) 水位周知海岸の指定区域

沿岸名	起点終点	発令県民局名	発令事務所名	検潮所	高潮特別警戒水位(m)	対象区域 (高潮浸水想定区域)	発令方法
播磨沿岸	起点:明石市大蔵海岸通1丁目(明石市・神戸市境界) 終点:赤穂市福浦(兵庫県・岡山県境界)	東播磨 中播磨 西播磨	加古川 姫路港 龍野 光都	東二見・室津	TP+2.30	明石市・播磨町・加古川市・高砂市・姫路市・たつの市・相生市・赤穂市	いずれかの潮位計が発表基準に達したときに発表

6 気象情報の通知

(1) 通知系統



(2) 気象情報の種類及び基準

水防計画別表第4号のとおり

7 雨量状況の通報

地区水防隊長は、気象状況の把握に努めるとともに次に記す雨量観測所関係者等と連絡をとり、その雨量を適宜水防本部に報告するものとする。

※ 水防計画別表：「第5号 雨量観測所所在地一覧」参照

第6章 水位（潮位）とその通報

水防法第12条に基づき水防管理者が、水位の状況を通報すべき関係先及び量水標の水位は次のとおりとする。

1 通報関係先

通報先	国土交通省姫路河川国道事務所 余部出張所	274-1707	高砂市水防本部	0794-48-0119
	兵庫県姫路土木事務所	281-9459 281-9460	たつの市水防本部	0791-63-3511
	兵庫県姫路港管理事務所	235-0176～0178		

2 量水標の水位

河川名	量水標名	水位 (m)					監視又は巡視担当機関 (市内：消防機関を記載 市外：監視機関を記載)		既往最高水位	
		水防団 待機水位 (通報 水位)	氾濫注意 水位 (警戒水 位)	避難判 断水位	氾濫危険 水位 (特 別警戒水 位)	(参考値) 氾濫開始 相当水位 ※3	水位 (m)	起年月日		
市川	砥堀※1	3.30	4.30	5.20	5.60	6.87	豊富出張所	264-0119	6.48	S38. 6. 4
	福崎	4.10	5.00	5.30	5.70	6.18	姫路土木事務所 福崎事業所	0790-22- 1290	6.30	S13. 7. 4
天川	天川	2.00	2.50	3.70	3.90	4.62	姫路土木事務所	281-9459	2.83	S62. 10. 17
夢前川	古知之庄	1.50	2.00	2.20	2.60	3.48	夢前出張所	336-0119	2.54	H27. 7. 17
	書写	1.50	2.00	2.50	3.40	4.44	姫路西消防署	294-0119	4.96	S24. 9. 19
	下手野	2.60	3.30	4.20	4.50	5.06			3.43	S28. 6. 7
菅生川	護持	3.30	3.80	4.10	4.50	4.84	夢前出張所	336-0119	4.76	H 2. 9. 18
	実法寺	3.20	4.00	4.20	4.70	5.53	飾西出張所	266-0119	4.53	S51. 9. 10
林田川	穴部	1.30	1.50	2.20	2.30	2.49	林田出張所	261-0119	2.58	H 2. 9. 18
	菅	1.00	1.40	1.80	2.00	4.51	姫路河川国道事 務所余部出張所	274-1707	/	
市川	植木観測所	3.30	4.30	—	—	—	飾磨消防署	233-0119	5.69	H 2. 9. 18
飾磨海岸	飾磨検潮器 ※2	1.60	2.10	—	—	—	姫路港管理事務所	235-0176	2.32	H16. 8. 30
家島港	家島港検潮 器※2	1.20	1.70	—	—	—			2.31	H16. 8. 30
揖保川	龍野	2.00	3.00	3.30	3.50	5.18	姫路河川国道事 務所余部出張所	274-1707	/	
	上川原	2.50	3.50	—	—	—	網干消防署	273-0119	4.70	S51. 9. 10
大津茂川	勝原	1.60	2.10	3.10	3.30	4.13	勝原出張所	274-0119	2.32	H27. 7. 17

※1 砥堀は生野橋左岸下流100m地点

※2 潮位はT P表示とする

※3 氾濫開始相当水位については、国、県からの通知は発出しない。

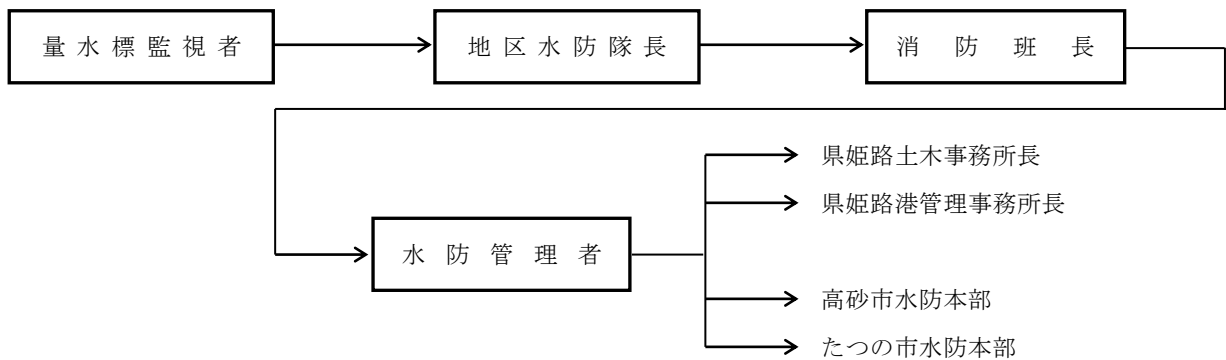
3 通報の時期

量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）に達した時より、ただちに次の各項により通報する。

- (1) 水防団待機水位（通報水位）に達した時より、この水位を下るまでの間の毎時ごと
- (2) 氾濫注意水位（警戒水位）に達した時
- (3) 避難判断水位に達した時
- (4) 氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時
- (5) 最高水位に達した時
- (6) 氾濫注意水位（警戒水位）、水防団待機水位（通報水位）を下回った時

なお、高砂市水防本部及びたつの市水防本部への通報については、必要な情報の連絡を行う。

4 通報連絡系統



第7章 水防通信

水防上緊急を要する通信については消防専用電話又は消防無線電話によるほか、一般電話の非常取扱い又は電報の非常取扱いによるものとする。

1 水防無線電話及び有線電話の通信経路

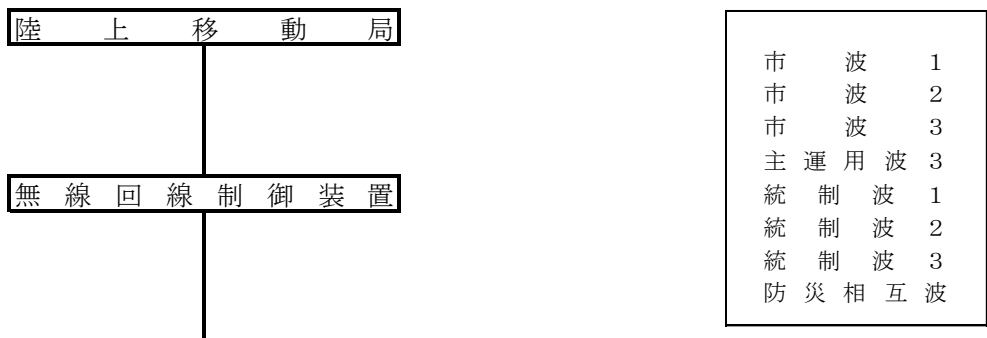
(1) 有線電話

局室名	課別	加入電話
政策局	企画政策室	221-2383
	広報課	221-2071
	危機管理室	221-2200
総務局	行政管理課	221-2124
	人事課	221-2171
財政局	財政課	221-2213
	管財課	221-2217
	契約課	221-2231
	主税課	221-2247
市民局	市民活動推進課	221-2074
	住民窓口センター	221-2351
	中央支所	289-0811
	飾磨支所	235-0781
	広畑支所	236-1991
	網干支所	272-0181
	白浜支所	245-1771
農林水産環境局	美化業務課	221-2403
	農政総務課	221-2472
	水産漁港課	221-2474
	林産振興課	221-2481
健康福祉局	福祉総務課	221-2397
	保健所総務課	289-1631
こども未来局	こども総務課	221-2386
観光経済局	観光課	221-2116
	産業振興課	221-2504
都市局	都市計画課	221-2533
	まちづくり指導課	221-2583
	住宅課	221-2637
	姫路駅周辺・阿保地区整備課	221-2595
	鉄道駅周辺整備課	221-2586
建設局	道路総務課	221-2439
	道路管理課	221-2604
	道路保全課	221-2626
	公園緑地課	221-2417
	北部道路事務所	336-4409
	河川整備課	221-2672

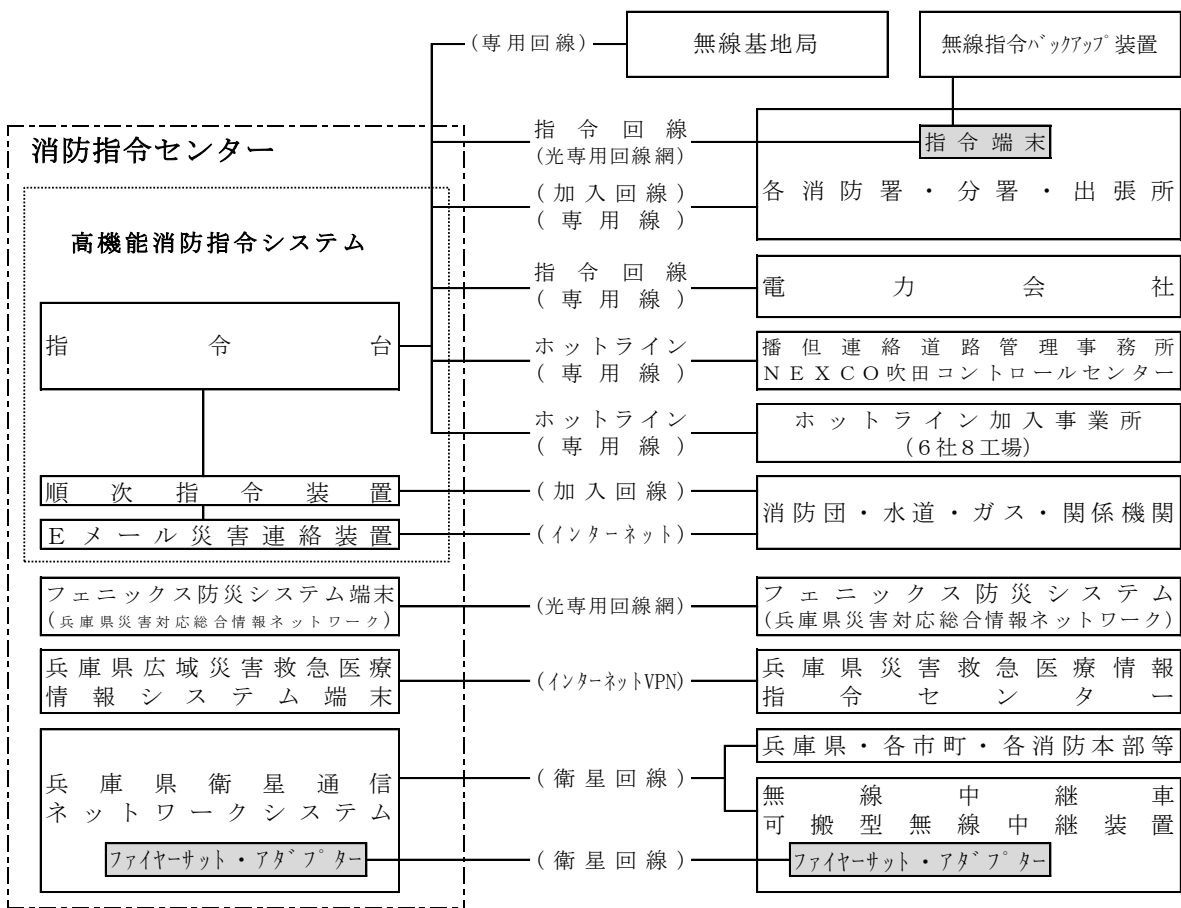
局室名	課別	加入電話
教育委員会	総務課	221-2743
デジタル戦略本部	デジタル戦略室	221-2975
消防局	総務課	223-9503
	警防課	223-9554
	救急課	223-9577
	予防課	223-9532
上下水道局	情報指令課	223-0003
	経営管理課	221-2703
	下水道管理センター	234-3508
	下水道整備課	221-2666
家島事務所	庶務・土木担当	325-1001
夢前事務所	庶務担当	336-0001
香寺事務所	庶務担当	232-0001
安富事務所	庶務担当	0790-66-2300

署所(地区水防隊)	加入電話	内線	FAX
姫路東消防署	288-0119	220~251	288-8599
御国野出張所	252-0119	9288	252-2304
豊富出張所	264-0119	9291	264-6815
飾東出張所	262-0119	9290	262-0120
増位出張所	222-0119	9287	222-0120
姫路西消防署	294-0119	220~271	294-3279
飾西出張所	266-0119	9293	266-6307
林田出張所	261-0119	9294	261-0120
飾磨消防署	233-0119	220~250	233-0129
白浜分署	245-0119	9296	245-0124
広畑分署	239-0119	9295	239-0499
大の出張所	254-0119	9297	254-6119
家島出張所	325-0119	9284	325-0131
坊勢出張所	326-0119	9285	326-0210
網干消防署	273-0119	220~250	273-9992
勝原出張所	274-0119	9298	274-0019
中播消防署	(0790) 23-0119	220~250	(0790) 22-0119
夢前出張所	336-0119	9282	336-1471
香寺出張所	265-0119	9281	265-0212

(2) 消防通信系統図



基 地 局			
ひめしょう ほんぶ (20W)	ひめしょう あぼし (10W)	ひめしょう おおまと (20W)	ひめしょう はやしだ (20W)
市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3
ひめしょう ゆめさき (20W)	ひめしょう にっこうじ (20W)	ひめしょう いえしま (5W)	ひめしょう さんよう とんねる (20W)
市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 1・2・3 主運用波 3 統制波 1・2・3	市波 3



姫路市水防計画

(3) 一般通信 緊急通信以外の通信（IP無線配置一覧）

配置先	台数	個別ID (端末名)	配置先	台数	個別ID (端末名)	配置先	台数	個別ID (端末名)		
危機管理室	3	0001			0019	家島事務所	5	0037		
		0002			0020			0038		
		0003			0023			0039		
美化業務課	3	0004			0026			0040		
		0005			0028			0041		
		0006			0021			坊勢サービス センター	3	0042
市川美化 センター	3	0007	0022	0043						
		0008	0024	0044						
		0009	0025	夢前事務所	3	0045				
家島美化 センター	2	0010	0027			0046				
		0011	0029			0047				
環境政策室	3	0012	北部道路事 務所	3	0030	香寺事務所	3	0048		
		0013			0031			0049		
		0014			0035			0050		
林産振興課	3	0015	河川整備課	2	0036	安富事務所	3	0051		
		0016			まちづくり 指導課			3	0032	0052
		0017							0033	0053
道路管理課	6	0018			0034					

2 専用通信施設の使用

特に必要ある場合は、あらかじめ下記の通信施設所有者と協定し、その施設の使用につき便宜を受けるものとする。

- (1) 警察通信施設
- (2) JR西日本通信施設
- (3) 関西電力送配電株式会社通信施設
- (4) 山陽電気鉄道株式会社通信施設

3 水防通信電報

電報記載方法は、調査した時刻、場所、記事、状況及び発信人の順序に記載するものとし、別に定めた電文様式（別表第6号）による。

第8章 水防監視

1 量水標監視

- (1) 監視員は危険が予想される降雨のとき量水標の監視にあたり、連絡員は水防団待機水位（通報水位）に達したとき、ただちに地区水防隊長に報告する。
- (2) 監視員は別表第7号による水位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位及び最高水位を記録すると共に連絡員を通して地区水防隊長に報告させる。減水した時も同様とする。

2 堤防監視

(1) 平時の巡視

巡視員は、随時、自己の担当地区の堤防を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その状況を地区水防隊長に報告する。

(2) 非常時の監視

監視員は、表裏の担当に分かれて監視し、異常を発見したときは連絡員をして地区水防隊長に報告せしめると共に、時機を失わないよう適宜の措置を行う。

3 水門、ため池等の監視

- (1) 水門開閉連絡者は、平時、工作物の点検をなし、増水時の操作に支障のないようにする。
- (2) 水門開閉連絡者は、個々の水門について、水門操作員を定めておくものとする。
- (3) 監視員は、増水時、警戒に当たり、連絡員を通してその状況を水門、ため池の管理者並びに地区水防隊長に報告する。
- (4) 監視員は、水門の開閉は急を要する場合のほか、地区水防隊長の指揮により行う。
- (5) 水門、ため池の管理者は、(3)の報告状況によって必要な処置をとると共に消防長と協議し、その状況について、市関係部局を通じ、姫路土地改良センター所長及び姫路土木事務所長並びに姫路港管理事務所長に報告する。
- (6) 水門の一覧については、地域防災計画資料編「3-5. 水門一覧」参照
- (7) ため池の一覧については、地域防災計画資料編「8-8. 特定ため池一覧」参照

4 監視、巡視、連絡担当区域と主要水防対象（次表）

量水標、堤防、水門等の監視員、巡視員、連絡員は水防本部の事務分掌に基づきそれぞれ必要な要員を配置するものとする。

担当地区・分団		巡視、監視を必要とする主要水防対象	
分 団		量 水 標 名	河 川 、 海 岸
姫 路 東 地 区	城 南 分 団		船場川
	城 巽 分 団		外堀川
	城 東 分 団		市川
	東 分 団		市川
	城 北 分 団 城 乾 分 団		船場川（大野川合流点）
	広 峰 分 団		大野川
	野 里 分 団		船場川
	水 上 分 団		市川、増位川
	増 位 分 団		増位川
	砥 堀 分 団	砥 堀	市川、砥堀川
	花 田 分 団	小 川 橋	天川、市川
	四 郷 分 団		市川、八家川（見野）
	御 国 野 分 団	天 川 （御 着）	天川、思出川
	別 所 分 団		天川
	谷 外 分 団		天川、北山川
	谷 内 分 団		天川
	豊 富 分 団		市川、神谷川
船 津 分 団		市川	
姫 路 西 地 区	船 場 分 団		船場川
	城 西 分 団		船場川
	安 室 分 団		夢前川
	安 室 東 分 団		夢前川
	高 岡 分 団	下 手 野	夢前川
	高 岡 西 分 団		夢前川
	荒 川 分 団		水尾川
	手 柄 分 団		船場川
	城 陽 分 団		市川、外堀川
	曾 左 分 団	書 写	菅生川、夢前川
	峰 相 分 団		菅生川
	白 鳥 分 団	実 法 寺	夢前川、菅生川、青山川
	青 山 分 団		夢前川、青山川
	太 市 分 団		大津茂川
	林 田 東 分 団		大津茂川
林 田 西 分 団		林田川	

担当地区・分団		巡視、監視を必要とする主要水防対象	
分 団		量 水 標 名	河 川 、 海 岸
飾 磨 地 区	橋 東 分 団		野田川、海岸
	橋 西 分 団	飾 磨 検 潮 器	船場川、野田川、海岸
	高 浜 分 団	植 木 観 測 所	市川、外堀川、野田川
	妻 鹿 分 団		市川、海岸
	白 浜 分 団		八家川、海岸
	津 田 分 団		船場川、海岸、地藏川、水尾川
	英 賀 保 分 団		夢前川、水尾川、海岸
	広 畑 分 団		夢前川、海岸、長尾付近
	広 畑 西 分 団		(東)汐入川
	八 幡 分 団		夢前川
	八 木 分 団		八家川、海岸
	糸 引 分 団		八家川、市川
	的 形 分 団		海岸
	大 塩 分 団		大塩海岸
網 干 地 区	勝 原 分 団	勝 原	大津茂川
	旭 陽 分 団		大津茂川
	網 干 分 団		揖保川、中川、大津茂川、海岸
	余 部 分 団	上 川 原	揖保川
	大 津 分 団		(東)汐入川、海岸、大津茂川
	大 津 茂 分 団		大津茂川
家 島 地 区	宮 分 団		家島漁港
	真 浦 分 団	家 島 港	家島港、網手港
	坊 勢 分 団		坊勢漁港
	男 鹿 分 団		海岸線
夢 前 地 区	古 知 分 団		夢前川(糸田橋上流・両岸)
	前 之 庄 分 団		夢前川(新中橋上下流・右岸)、西山川(西村西・左岸)
	蒔 野 分 団		菅生川(戸倉橋上流・左岸)
	菅 生 分 団	護 持	坪川(流田橋上流・左岸)

担当地区・分団		巡視、監視を必要とする主要水防対象	
分団		量水標名	河川、海岸
香 寺 地 区	中寺分団		市川・恒屋川（放水路分流堰・左岸） 恒屋川（樋門・右岸）
	香呂分団		市川・恒屋川（放水路分流堰・左岸） 恒屋川（樋門・右岸）・相坂川（宮前橋下流・右岸） 茶川（村下橋下流・右岸）
	香呂南分団		須加院川（姫ヶ丘橋上流・左岸）
安 富 地 区	安富南分団		林田川・安志川・三森川・東大谷川・西大谷川・安志川・塩野川・植木野川・馬ぜ川・三坂川・柚谷川・西山川・奥山川・新池
	安富北分団		林田川・中ノ谷川・朽原川・中皆河川・壺ヶ谷川・三ヶ谷川

第9章 消防機関の活動

1 出動準備

消防局長は、次の場合には、地区水防隊長及び消防団長に対して、出動準備を指令する。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- (3) ため池の危険が予想されるとき。

2 出動

消防局長は、次の場合には、地区水防隊長及び消防団長に対して、出動を指令し、警戒配備につかせるものとする。

- (1) 水防警報が発令されたとき。
- (2) 河川の水位若しくは海岸の潮位が氾濫注意水位（警戒水位）又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (3) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (4) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の来襲が予想されるとき。

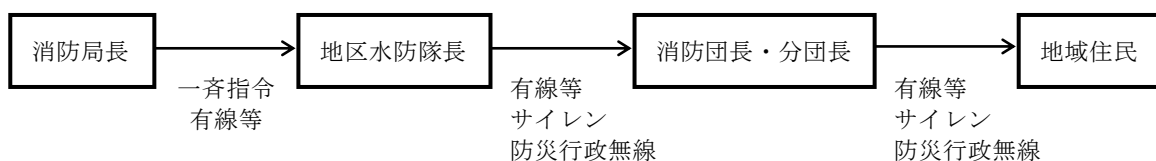
なお、津波の来襲については、津波予報が間に合わない場合があるので、緊急の場合、自らの判断で次の活動を行う。

- ア 海浜にあるもの、海岸付近の住民などに直ちに海浜から避難し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。
 - イ 各区域内の監視、警戒、水門管理者への連絡、通報を行う。
 - ウ 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
 - エ 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び管理者に対する閉鎖の応援を行う。
 - オ 水防管理団体における相互の協力及び応援を行う。
- (5) ため池の危険が切迫しているとき。

3 出動解除

消防局長は、水防態勢が解除された場合には、地区水防隊長及び消防団長に対して、出動解除を指令し、警戒配備を解く。

4 指令の伝達



5 水防作業

指令	消防班（地区水防隊）	消防団 隊
出動準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防班は担当部署につき、出動準備態勢をとる。 2 第1又は第2非常配備態勢に準じた非常招集を行う。 3 水防巡視を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 出動準備態勢をとる。 2 非常招集により、所要の人員を確保する。
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 作業班出動 作業班人員の3分の1を基準として、 ①1番手②2番手③3番手の出動とする (消防団隊と協力するものとする。) 2 状況により応援出動を行う。 3 第2又は第3非常配備態勢に準じた非常招集を行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防団隊出動 各消防分団人員の3分の1を基準として、 ①1番手②2番手③3番手の出動とする。 (地区水防隊と協力するものとする。) 2 状況により応援出動を行う。 3 非常招集により、所要の人員を確保する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、水防信号第1信号により地域住民に周知する。 2 洪水のおそれがあるときは、水防信号第2信号により団員を招集、水防作業にあたらせる。 3 堤防の決壊等の事態が発生したときは、必要がある時は、水防信号第3信号により地域内住民の出動をもとめる。 4 洪水等の危険が切迫し、直ちに地域内住民の避難立退きを必要と認めるときは、水防信号第4信号により安全な場所に避難誘導を開始する。 5 地震による堤防の漏水、沈下等の場合、津波の場合は上記に準じて水防信号を発する。 (水防信号 別表第9号) 	

6 水防工法

現場の状況、災害発生の原因、危険切迫の度合い及び作業力、資器材等を考慮し防御可能なものを選定する。（別表第10号）

7 居住者等の水防従事

- (1) 法第24条の規定により、水防従事を求められた居住者又は水防の現場にあるものは、地区水防隊長又は現場にある消防職、団員の指揮により、水防作業に従事する。
- (2) 居住者等には必要により、くわ、じょうれん、スコップ、ムシロ等水防資材を携行させる。

8 安全配慮

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員等は（水防活動に従事する者）は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、下記の点について配慮し水防団員等は自身の安全を確保しなければならない。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報等を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時

交代させる。

- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (7) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (8) 指揮者は水防団員等の安全確保のため、あらかじめ活動可能時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (9) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、待避方法、待避場所、待避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (10) 津波浸水想定のある区域内にある水防団等は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認し、水防団員等が自身の安全を確保できないと判断する場合は、安全確保を優先して避難する。

第10章 輸 送

1 車両配置

市の所有している車両状況（参照：地域防災計画 資料編7-6）

- (1) 管財課の車両は集中管理車両数を含む。
- (2) 水防本部が設置された場合で必要と認めた場合は、下記の車両を除き、市所有車両は財務・調査班（管財課）が管理するものとする。
- (3) 防災パトロールカーは本部班が管理する。
- (4) 消防局、上下水道局車両は各局で管理する。
- (5) 道路管理課、道路保全課及び北部道路事務所の車両は道路公園河川班で管理する。
- (6) 出先機関の車両は、最寄りの地域事務所及び支所での活動に従事するものとし、必要に応じて財務・調査班の指示に従うものとする。

2 輸送協力機関

輸送車両不足の場合は、自動車運送事業機関の協力を求める。

第11章 水防設備

1 水防倉庫

地域防災計画資料編：「7-4. 水防倉庫一覧」参照

2 水防資器材

水防計画別表：「第12号（地域防災計画資料編：「7-2. 水防資器材一覧」）参照

3 量水標及び検潮器

兵庫県及び国土交通省設置のものを利用する。

4 非常用資材の調達

備蓄する資材では、水防の目的が達せられないときは、水防計画別表：「第13号（地域防災計画資料編：「3-4. 非常用水防資材調達予定先一覧」）により関係先へ依頼する。

第12章 関係団体との連絡協議

関係諸団体との協力は、各章に掲げるもののほか、次のとおり。

1 県水防機関との連絡

- (1) 県において開催する水防連絡会において水防体制の充実強化を図り、水防実施が円滑に行われるようにする。
- (2) 県水防組織としての現地指導班（姫路土木事務所班）より、情報の連絡を受けるとともに技術指導を受ける。

姫路土木事務所 管理第二課	281-9459 ・ 9460
---------------	-----------------

- (3) ため池については、姫路土地改良センター班の指導を受ける。

姫路土地改良センター 農村整備課	281-9392
------------------	----------

2 警察署との事前協議

姫路、飾磨、網干各警察署とは、地区水防隊長において下記事項に関し、あらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 警察電話の使用（法第27条第2項）
- (2) 警戒区域の設定（法第21条）
- (3) 警察官の出動（法第22条）
- (4) 避難立退の場合における措置（法第29条）

姫路警察署 警備課 222-0110	飾磨警察署 警備課 235-0110	網干警察署 警備課 274-0110
--------------------	--------------------	--------------------

3 隣接水防管理団体との協議

- (1) 関係管理団体との情報連絡

隣接水防管理団体との情報連絡を密にし、関係河川の水位が水防団待機水位（通報水位）及び氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、又は関係するため池の水位が危険となったときは、影響が予想される隣接水防管理団体に積極的に通報するとともに、当市に影響の予想される場合は、関係隣接水防管理団体より必要な通報を受けることのできるよう、あらかじめ必要事項について協議しておくものとする。

ア 当市において通報しなければならない団体

関係河川・ため池	団体・電話番号	
天川及び関係あるため池	高砂市	(079)442-2101
	加西市	(0790)42-1110
林田川及び関係あるため池	たつの市	(0791)63-3131

イ 当市が通報を受ける団体

河川名・ため池	団体名・電話番号			
市 川	市 川 町	(0790)26-1010	朝 来 市	(079)672-3301
	福 崎 町	(0790)22-0560		
揖 保 川	たつの市	(0791)64-3142		
	宍 粟 市	(0790)63-3000		
栗 岡 池	太 子 町	(079)277-5993		

(2) 水防応援

姫路市と隣接市町は、相互に応援を求められた時は、水防法第23条に基づき行動する。

4 自衛隊の災害派遣要請

救援を必要とする緊急事態の生じた場合は、姫路市地域防災計画に定めるところにより、部隊等の派遣の要請を要求する。

5 上流水位並びに雨量の連絡

揖保川及び市川上流量水標並びに雨量の通報（国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所、兵庫県姫路土木事務所、兵庫県龍野土木事務所）

機 関 名	電 話 番 号
国土交通省近畿地方整備局 姫路河川国道事務所	282-8503
兵庫県姫路土木事務所	281-3001
兵庫県龍野土木事務所	0791-63-3711

第13章 居住者の避難

1 立退きの指示及び通報

- (1) 法第29条による居住者に対する避難のための立退きの指示は、水防管理者の名において消防長が行う。ただし、緊急を要する場合は、地区水防隊長又は現場にある消防職、団員がこれを行うことができる。この場合は、ただちに消防長に報告しなければならない。
- (2) 前項の立退きの指示を行った場合には、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。
- (3) 法第10条第2項による洪水予報のあった時は、地域住民は立退きの態勢をとるものとする。

2 立退き

居住者の避難のための立退きは防災行政無線、サイレン、警鐘又は口頭で周知し、地区水防隊長の指導のもとに警察署長の協力を得て立退き先へ避難する。ただし、緊急を要する場合で避難のための立退きを指示する者が現場にいない場合は、居住者自ら相協力して立退き先へ避難するものとする。

3 立退き先

立退き先は立退き区域に近接する学校、公共建物又は社寺等の2階建以上の堅牢な建物で多数の者が避難可能な施設をもってあて、主たる場所は市指定緊急避難場所とする。

また、道路の冠水等により避難途中で危険が生じる場合は、自宅若しくは近隣の堅牢な建物の2階以上に避難する。

4 避難指示の判断基準及び対象地区

地域防災計画資料編：「6－5. 避難情報発令の判断基準及び対象地区」参照

第14章 市内一般に対する周知

1 周知事項

次の各号にて特に必要と認められるもの。

- (1) 気象予報
- (2) 災害情報と水防情報
- (3) ハザードマップ（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池災害）
- (4) 避難の警告と立退先の指示
- (5) 居住者等の水防従事
- (6) 水防解除
- (7) その他必要な事項

2 周知の方法

- (1) 発表

発表は本部長又はこの計画に定める者が行い、みだりに独自の判断をもって行ってはならない。

- (2) 利用機関等

ラジオ、テレビ、新聞、ケーブルテレビ、コミュニティFM(FM GENKI:79.3MHz)、防災行政無線、インターネット（市ホームページ）、メール、コンピュータサイン、サイレン、有線放送、広報車等

第15章 ハザードマップ

災害想定区域や災害危険箇所、避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績などをわかりやすく地図に示したハザードマップを作成し、配付・周知させることにより、災害時における地域住民の迅速な避難行動により人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の災害に関する防災意識のより一層の普及啓発を図る。

1 ハザードマップ

(1) 洪水ハザードマップ

市は、水防法第15条第3項の規定に基づき、想定最大規模降雨の浸水想定区域図を踏まえ、①洪水予報等の伝達方法、②避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項、③浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を記載した洪水ハザードマップを配付し、住民に周知させる。

(2) 津波ハザードマップ

市は、地震防災対策特別措置法第14条第2項の規定に基づき、当該地域における地震動の大きさ、津波により浸水する範囲及びその水深並びに地震災害の程度に関する事項並びに地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項を記載した津波ハザードマップを配付し、住民に周知させる。

(3) 高潮ハザードマップ

市は、水防法第15条第3項の規定に基づき、想定最大規模の高潮の浸水想定区域図を踏まえ、①避難情報の伝達方法、②避難場所その他高潮による浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項、③浸水想定区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮による浸水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を記載したハザードマップを配付し、住民に周知させる。

(4) 土砂災害ハザードマップ

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第3項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップを配付し、住民に周知させる。

(5) 内水ハザードマップ

市は、洪水とは別に内水浸水に対し、水防法第15条第3項の規定に基づき、想定最大規模降雨の雨水出水浸水想定区域図を踏まえ、①洪水予報等の伝達方法、②避難場所その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項、③浸水想定区域内に地下街等又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地を記載した内水ハザードマップを配付し、住民に周知させる。

(6) ため池ハザードマップ

市は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律第12条の規定に基づき、ため池が決壊する恐れがある場合又は決壊した場合に迅速かつ安全に避難するための参考資料として、避難場所及び避難経路等に関する事項等を記載したため池ハザードマップを配付し、住民に周知させる。

2 事業内容

作成年度	事業名
平成17年度	市川洪水ハザードマップの作成
平成18年度	揖保川・夢前川・大津茂川水系ハザードマップの作成 (林田川・菅生川等の支川を含む。)
平成19年度	天川・八家川・船場川・西浜川洪水ハザードマップの作成 津波・高潮ハザードマップの作成
平成23・24年度	土砂災害ハザードマップの作成
平成26年度	津波ハザードマップの作成
平成29年度	内水ハザードマップの作成
令和元年度	土砂災害ハザードマップの更新版作成(夢前町、香寺町)
令和2年度	洪水・土砂災害ハザードマップ更新版作成 (夢前町、香寺町、家島町、姫路西部、姫路東部) 高潮ハザードマップ更新版作成 (姫路中部、姫路西部、姫路東部、家島町)
令和3年度	洪水・土砂災害ハザードマップ更新版作成 (校区版：姫路中部、広域版：市内全域) 高潮ハザードマップ更新版作成 (広域版：姫路中部、姫路西部、姫路東部、家島)
令和4年度	内水ハザードマップ更新版作成 (市街化区域、家島)

3 ハザードマップの普及

- (1) 各世帯への確実な配付
- (2) 自治体窓口での配付
- (3) インターネットの利用による公開
- (4) 掲示による公開、様々な施設へのマップの設置
- (5) 地域の多くの住民が参加するイベントでの広報
- (6) 自治会や住民団体を対象に、趣旨や活用方法について説明会の開催
- (7) 防災出前講座での活用
- (8) マスメディアの活用
- (9) 防災教育での活用

(地域防災計画資料編6-2. 「市指定避難所・指定緊急避難場所一覧」)

第16章 水防記録

水防管理者は水防記録を作成し保管する。

- 1 姫路市水防実施状況報告書（別表第15号）
- 2 水防法第23条第1項の応援を求めた事項
- 3 水防法第24条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出務時間並びにその事由
- 4 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 水防法第28条第1項により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 水防法第28条第1項により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 水防法第28条第1項により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 水防法第29条の立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊援助の場合はその活動状況
- 11 現地指導者の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及びその手当
- 13 水防作業に使用した材料及び数量
- 14 水防工法
- 15 警戒中の水位観測表
- 16 水防法第34条第1項の水防協議会の設置
- 17 水防法第32条の2の水防訓練の概要
- 18 水防法第43条の費用の補助に関する書類
- 19 水防法第45条の水防従事者に対する災害補償調書

※ 1、4、5、8、11、12、16は県知事への報告事項

第17章 報 告

1 知事への報告

水防管理者は第16章各項のうち(1)、(4)、(5)、(8)、(11)、(12)、(16)その他必要と認める事項につき報告書を作成し中播磨県民センター（姫路土木事務所）を経由して知事に3日以内に報告するものとする。

2 姫路土木事務所長への報告

水防管理者は下記事項につき、その都度姫路土木事務所長に報告する。

- (1) 通報水位、警戒水位、特別警戒水位又は最高水位に達した時及び警戒水位から減水したとき。
- (2) 水防作業を開始したとき。
- (3) 水防警戒を解除したとき。
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関の応援を求められたとき。
- (6) 水防法第25条による堤防その他施設の決壊の状況
- (7) 水防法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要と認める事項

上記事項のうち、(1)については別に直下流水防管理者並びに水門、こう門及びため池の管理者へ、(2)、(6)、(7)については警察署長、隣接水防管理者及び中播磨健康福祉事務所へ通報する。

中播磨健康福祉事務所	281-9210	(他の連絡先については第12章参照)
------------	----------	--------------------

3 水防本部長への報告

各班長及び地区水防隊長は下記の関係事項につき、その都度水防本部長へ報告する。

- (1) 水防の出動解散命令の時期、水防出動人員
- (2) 堤防その他施設の損傷の箇所、種類、延長及びこれに対する処置、工法とその効果
- (3) 使用材料及び数量並びに破損の資材器具の数量
- (4) 水防法第24条により従事させた者又は傭入れられた者の住所氏名及び出務時間並びにその事由
- (5) 水防法第28条第1項により器具、資材の収用購入、障害物の処分又は土地の一時使用等の事項
- (6) 警察の援助状況及び現場指導者の公務員の職氏名
- (7) 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及びその手当

第18章 身分証票及び公用負担権限証明書・公用負担命令・証明並びに優先通行の標識

1 身分証票

水防法第49条第2項による水防要員身分証票は次のとおりである。

8.4 cm

<div style="text-align: center; font-weight: bold;">水防職員之証</div> <p>第 号交付 年 月 日</p> <p>所属機関名</p> <p style="text-align: center;">水 防</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>所属機関の長 氏名 (印)</p>	<p style="text-align: center;">本証は水防法第49条第2項による土地立入証である。</p> <p style="text-align: center;">心 得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は自己の身分を明らかにする。 2 記名以外の者の使用を禁ずる。 3 本証の身分を失った時は速かに本証を返却しなければならない。 4 本証の身分に異動があった時は速かに訂正をうけなければならない。
--	---

6 cm

2 公用負担権限証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限の委任を受けたものは、次図(2)に示す証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

3 公用負担命令書

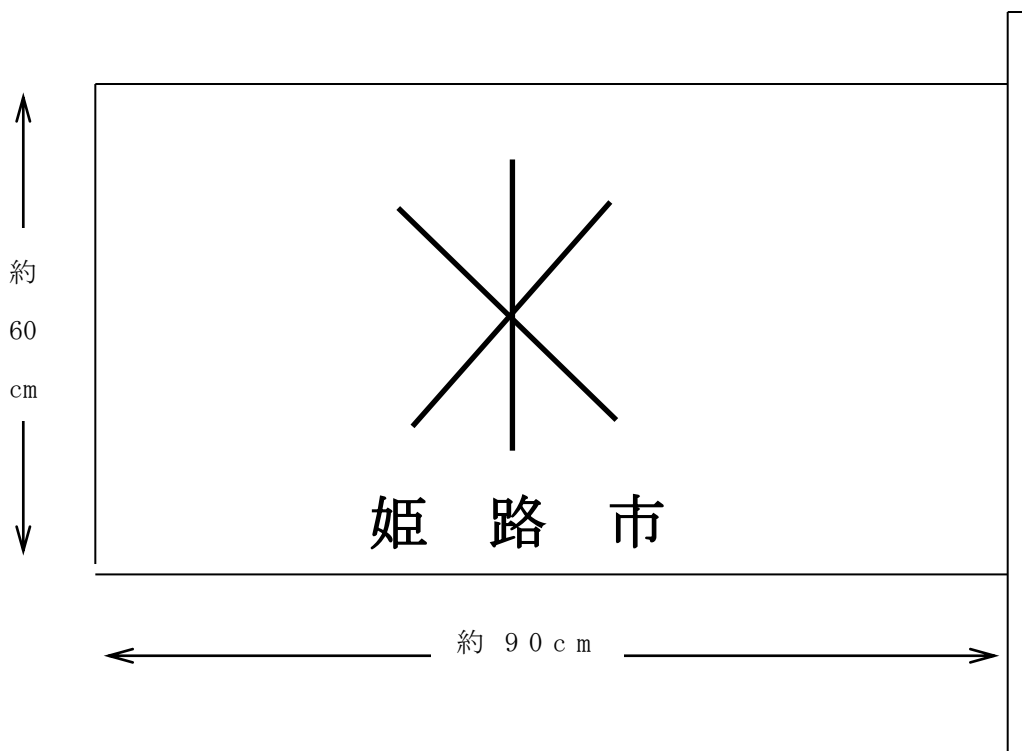
水防法第28条第1項の規定により、公用負担の権限を行使するときは、原則として、次図(2)に示す証票2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

<p style="text-align: center;">(1)</p> <div style="text-align: center;"> 公用負担命令権限書 ○○消防 何 某 </div> <p>右の者 の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任した事を証明する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">姫路市水防管理者(姫路市長) 清 元 秀 泰 (印)</p>	<p style="text-align: center;">(2)</p> <div style="text-align: center;"> 公用負担命令書 第 号 目的物 種類 員数 </div> <p>水防法第28条第1項により使用(収用処分)する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">姫路市水防管理者(姫路市長) 清 元 秀 泰 (印)</p>
---	---

4 優先通行の標識

水防用緊急自動車は次の標識を備え付けるものとする。

(警鐘又はサイレンを吹鳴すること。)



注 白布の水の文字は赤色

第19章 水防訓練

水防法第35条の規定により水防訓練は毎年1回以上行うものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測（雨量、水位、潮位、風速）
- (2) 通報（無線、電話）
- (3) 動員（消防団、居住者の応援）
- (4) 輸送（資材、器材、人員）
- (5) 工法（各水防工法）
- (6) 樋門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

別 表

目 次

第 1 号	各班の事務分掌 (参照：地域防災計画 資料編 1－7 別表)	
第 2 号	関係河川一覧 49 主たる橋梁（木橋）一覧 51	
第 3 号	急傾斜地崩壊危険区域指定一覧 (参照：地域防災計画 資料編 8－3)	
第 4 号	気象情報の種類及び基準 (参照：地域防災計画 資料編 4－1)	
第 5 号	雨量観測所所在地一覧 52	
第 6 号	水防通信電文様式 54	
第 7 号	水位観測表 56	
第 8 号	水門一覧 (参照：地域防災計画 資料編 3－5)	
第 9 号	水防信号及び津波予報の伝達 57	
第10号	水防工法 58	
第11号	車両一覧 (参照：地域防災計画 資料編 7－6)	
第12号	水防資器材一覧 (参照：地域防災計画 資料編 7－2)	
第13号	非常用水防資材調達予定先一覧 土砂採集場所一覧(参照：地域防災計画 資料編 3－4)	
第14号	市指定避難所・指定緊急避難場所一覧 (参照：地域防災計画 資料編 6－2)	
第15号	姫路市水防実施状況報告書 88	

【 関 係 河 川 一 覧 】

河川名	支川	小支川	指定区間		流路延長(km)		備考
			上流端	下流端	総延長	市域内	
(一級河川)							
揖保川	揖保川 (倉床川を含む)		宍粟市一宮町倉床地内	海に至る	69.7	5.7	
揖保川	蟠洞川		下余部地内	揖保川合流点	1.1	1.1	
揖保川	中川		揖保川からの分派点	海に至る	3.7	1.3	
揖保川	林田川		壺ヶ谷川の合流点 (直)(たつの市龍野町片山地内)	揖保川合流点	33.4	22.8	
揖保川	林田川	佐見川	林田町大字奥佐見地内	林田川への合流点	3.1	3.1	
揖保川	林田川	安志川	安富町大字安志地内	林田川への合流点	0.6	0.6	
揖保川	林田川	三森川	安富町大字三森地内	林田川への合流点	1.5	1.5	
(二級河川)							
天川			飾東町小原新地内	海に至る	18.7	14.4	
天川	思出川		飾東町唐端新地内	天川への合流点	3.2	3.2	
西浜川			高砂市北浜町北脇地内	海に至る	1.9	1.3	
八家川			四郷町見野地内	海に至る	4.5	4.5	
市川			朝来市生野町黒川地内	海に至る	77.6	21.0	
市川	神谷川		山田町南山田地内	市川への合流点	5.3	5.3	
市川	須加院川		香寺町相坂市ヶセ地内	市川への合流点	5.2	5.2	
市川	恒屋川		香寺町久畑地内	市川への合流点	9.2	9.2	
市川	恒屋川	恒屋川 放水路	恒屋川からの分派点	市川への合流点	0.5	0.5	
市川	矢田部川		香寺町行重地内	市川への合流点	3.7	3.7	
市川	平田川		神崎郡福崎町東田原地内	市川への合流点	7.8	5.0	
野田川			飾磨区上野田地内	海に至る	3.6	3.6	
野田川	外堀川		北条口地内	野田川への合流点	2.7	2.7	

河川名	支川	小支川	指定区間		流路延長(km)		備考
			上流端	下流端	総延長	市域内	
船場川			保城地内	海に至る	11.6	11.6	
船場川	大野川		上大野地内	船場川への合流点	3.9	3.9	
夢前川			夢前町山之内地内	海に至る	39.7	39.7	
夢前川	水尾川		田寺地内	夢前川への合流点	8.9	8.9	
夢前川	水尾川	大井川	今宿地内	水尾川への合流点	4.0	4.0	
夢前川	菅生川		夢前町山之内地内	夢前川への合流点	24.7	24.7	
夢前川	菅生川	坪川	夢前町大坪地内	菅生川への合流点	5.2	5.2	
夢前川	菅生川	護持川	夢前町護持地内	菅生川への合流点	3.3	3.3	
夢前川	明神川		夢前町神種地内	夢前川への合流点	3.5	3.5	
夢前川	西山川		夢前町新庄地内	夢前川への合流点	2.4	2.4	
夢前川	寺河内川		夢前町山之内地内	夢前川への合流点	3.8	3.8	
汐入川			右岸 大津区西土井地内 左岸 広畑区小坂地内	海に至る	3.4	3.4	
大津茂川			林田町大堤地内	海に至る	18.6	15.6	
大津茂川	西汐入川 放水路		西汐入川からの分派点	大津茂川への合流点	0.3	0.3	
大津茂川	西汐入川		勝原区丁地内	海に至る	5.1	5.1	
大津茂川	網干川		網干区余子浜地内	大津茂川への合流点	1.6	1.6	
(準用河川)							
船場川	地藏川		飾磨区加茂地内	船場川への合流点	1.1	1.1	
天川	清住川		飾東町清住地内	天川への合流点	0.6	0.6	
天川	雑郷川		飾東町大釜地内	天川への合流点	2.0	2.0	
天川	雑郷川	大釜川	飾東町大釜地内	雑郷川への合流点	0.2	0.2	
天川	八重畑川		飾東町八重畑地内	天川への合流点	1.4	1.4	
天川	清水川		飾東町山崎地内	天川への合流点	0.9	0.9	
天川	北山川		飾東町志吹地内	天川への合流点	2.0	2.0	
八家川	明田川		四郷町明田地内	八家川への合流点	1.1	1.1	
市川	藪田川		豊富町御蔭地内	市川への合流点	1.3	1.3	
夢前川	書写川		書写(東坂)地内	夢前川への合流点	2.1	2.1	
夢前川	広畑川		汐入川合流点	夢前川への合流点	2.2	2.2	
夢前川	菅生川	笹川	打越字池ノ下地内	菅生川への合流点	1.5	1.5	
大津茂川	太市川		太市中地内	大津茂川への合流点	1.2	1.2	
揖保川	林田川	穴部川	林田町山田地内	林田川への合流点	1.2	1.2	

河川名	支川	小支川	指定区間		流路延長(km)		備考
			上流端	下流端	総延長	市域内	
単独	松原川		飾磨区妻鹿地内	海に至る	1.6	1.6	
大津茂川	宮内川		網干区宮内地内	大津茂川の合流点	0.7	0.7	
大津茂川	古川		網干区大江島地内	大津茂川への合流点	0.3	0.3	
天川	上原田川		花田町上原田地内	天川への合流点	1.1	1.1	
野田川	中島川		飾磨区中島地内	野田川への合流点	0.6	0.6	
市川	平田川	山田川	山田町北山田地内	平田川への合流点	1.2	1.2	
船場川	濠川		坊主町地内	船場川への合流点	5.9	5.9	
夢前川	水尾川	辻井川	御立東地内	水尾川への合流点	2.3	2.3	
夢前川 (水尾川)	辻井川	辻井南川	田寺東地内	辻井川への合流点	1.7	1.7	
単独	堂崎川		家島町大字宮地内	海に至る	0.2	0.2	

【主たる橋梁（木橋）一覧】

番号	橋名	河川名	場所	長さ×幅員	備考
1	八家橋	八家川	八家	14.9×2.6	市道
2	神後橋	恒屋川	香寺町中仁野	7.49 × 4.1	市道
3	新井橋	須加院川	香寺町須加院	13.42 × 2.92	市道
4	西川1号橋	西川	夢前町神種	3.2 × 2.0	市道
5	西川2号橋	西川	夢前町神種	3.5 × 1.8	市道
6	上別車橋	別車川	夢前町菅生	3.6 × 2.5	市道

【雨量観測所所在地一覧】

神戸地方気象台

観測所名称	所在地	水系	所管者
姫路	姫路市神子岡前		神戸地方気象台
家島	姫路市家島町真浦字御室寺		
生野	朝来市生野町口銀谷	市川	
一宮	宍粟市一宮町東市場	揖保川	
福崎	神崎郡福崎町福崎新	市川	

国土交通省姫路河川国道事務所

観測所名称	所在地	水系	所管者
神戸	宍粟市一宮町安積字曲里田1382-2	揖保川	国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 (282-8211)
三方	宍粟市一宮町三方274 一宮北中学校	〃	
桑垣	宍粟市一宮町倉床字三五郎360-33	〃	
中野	宍粟市山崎町中野字上川端1003-2	〃	
狭戸	姫路市安富町狭戸字渡り上り815	〃	
西栗栖	たつの市新宮町鍛冶屋252	〃	
上川原	姫路市余部区上川原	〃	
龍野	たつの市龍野町水神	〃	
山崎	宍粟市山崎町船元104-3	〃	
引原	宍粟市波賀町日の原	〃	

県姫路土木事務所

観測所名称	所在地	水系	所管者
生野	朝来市生野町竹原野	市川	生野ダム管理所 (0796-79-2433)
黒川	〃 黒川	〃	
神崎	神崎郡神河町中村(神崎町東柏尾)	〃	姫路土木事務所 (281-9460)
越知	神崎郡神河町越知	〃	
大河内	神崎郡神河町高朝日	〃	
下牛尾	神崎郡神河町下牛尾	〃	
福崎	神崎郡福崎町西田原	〃	姫路土木事務所 福崎事業所 (0790-22-1290)
砥堀	姫路市砥堀	〃	姫路土木事務所 (281-9460)
姫路	姫路市北条一丁目98	〃	
菅生ダム	姫路市夢前町勘野	夢前川	
夢前	姫路市夢前町前之庄	〃	
下手野	姫路市広畑区東夢前台	〃	

観測所名称	所在地	水系	所管者
伊勢	姫路市林田町下伊勢	大津茂川	姫路土木事務所 (281-9460)
上越知	神崎郡神河町越知724-2	越知川	
足尾	神崎郡神河町長谷288-3	市川	
小室	神崎郡市川町小室川ノ向395	〃	
坂根	姫路市夢前町山之内560-7	夢前川	
筋野	姫路市夢前町筋野	〃	
菅生潤	姫路市夢前町菅生潤	〃	
勝原	姫路市勝原区下太田字川田5372	大津茂川	
安富ダム	姫路市皆河字長畑549-30	林田川	

【 水 防 通 信 電 文 様 式 】

電文符号は次のとおりで調査した時刻、場所、記事、概要、発信人順に記載する。

〔記 載 例〕

調査した時刻 〇〇〇〇 (4字)	場 所 〇 〇 (2字)	記 事 〇 〇 〇 (3字)	概 要 〇 (1字)	発 信 人 姫 路 市
------------------------	--------------------	----------------------	------------------	----------------

(1) 1日を24時間に区分し4字で記載する。

例 午前 1時 5分 0 1 0 5 とする。

午後 1時15分 1 3 1 5 とする。

(2) 調査した場所

量水標（雨量計、風速計も同じ）に定められた符号を用いる。

(3) 記事

次に該当する記事については、その符号を用いるが、6字まで連用してもよい。

例 レウトカシカ

符 号	訳 文	符 号	訳 文
スオケ	水害発生の虞がある	フタケ	風速15mで高潮の警戒を要する
ツスト	通報水位を突破しなお増水している	フニイ	風速20m以上である
ケスト	警戒水位を突破しなお増水している	スカシ	水防活動に出動した
レウヒ	連続雨量 100mmを突破した	カシカ	家屋浸水の箇所がある
レウト	連続雨量 200mmを突破した	テケシ	堤防決壊したものがあ
シウタ	時間最大雨量40mmに達した		

(4) 概要

水位、降雨、風の概況については次の符号を用いる。

符 号	訳 文	符 号	訳 文
ア	水位上昇中	オ	なお風雨が強い
イ	水位減退中	カ	風雨が弱くなった
ウ	なお降雨中	キ	風雨やむ
エ	小雨となった		

水位観測表(様式)

地区水防隊観測者(職 氏名)

年 月 日 曜日

川 量水標

川 量水標			川 量水標			川 量水標			摘 要
	0	30		0	30		0	30	
1			1			1			
2			2			2			
3			3			3			
4			4			4			
5			5			5			
6			6			6			
7			7			7			
8			8			8			
9			9			9			

(注) 24時間制で記入のこと。

【水防信号及び津波予報の伝達】

1 水防信号

警 鐘 信 号				サイレン信号	
第1号信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒	○ - 休 止 - ○ - 休 止 - ○ - 休 止
第2号信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒	○ - 休 止 - ○ - 休 止 - ○ - 休 止
第3号信号	0-0-0-0	0-0-0-0	0-0-0-0	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒	○ - 休 止 - ○ - 休 止 - ○ - 休 止
第4号信号	乱 打			約1分 約5秒 約1分	○ - 休 止 - ○ - 休 止
1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。					

- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が警戒水位に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速が20m/s程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
 (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
 (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
 (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2 津波予報の伝達

津波注意報・警報を鐘音又はサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標 識 の 種 類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との班打) 	(約10秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との班打) 	(約10秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)

注意1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

水 防 工 法

(別表第 10 号)

1 水防工法の分類について

水防工法には種々なものがあるが、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。では河川堤防の破堤原因にはどんなものがあるかを示すと、次の3種類が主なものである。

- (1) 越水(溢水)による場合・・・堤防から水があふれでて、堤防の裏法面から欠壊していく。
- (2) 浸透(漏水)による場合・・・河川の水位が高い場合、水圧により裏法面や裏法先に河水が湧水して堤防が欠壊していく。
- (3) 洗掘による場合・・・・・・河水の流勢や波浪により表法面が洗掘されて欠壊していく。

以上の場合に、古くから行われてきた水防工法及び最近研究開発されている工法を分類すると次表のとおりである。

水 防 工 法 一 覧 表

原因	工 法	工 法 の 概 要	利 用 箇 所、 河 川	おもに使用する資材	
				現 在	
越 水	積み土 のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川(土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご 積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水 のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川(土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ 張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート 張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏 水	川 裏 対 策	釜段工 (釜築き、 釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式 釜段工 (簡易釜 段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川(土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現在
漏	川裏対策	月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように、ビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
	川表対策	詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川(むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川表の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう
		まとめ	むしろ張り工 継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川
洗掘	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のう又は大きい石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、のり面を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏のりで補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	

別

表

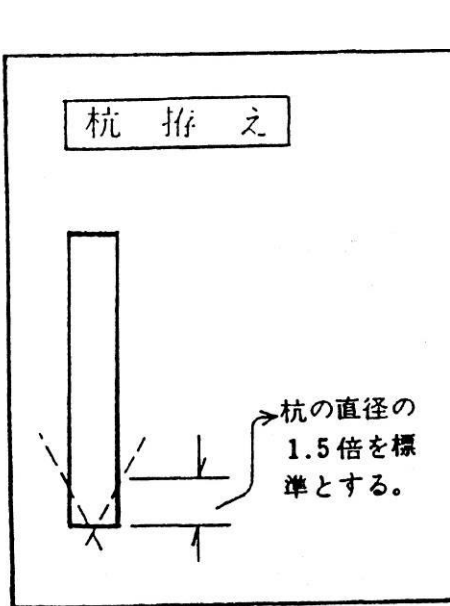
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	おもに使用する資材		
				現在		
決壊	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作りおのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう		
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ	
		くい打ち 継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線	
	天端 裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線	
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう	
裏のり 崩壊	き裂	五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう	
		五徳縫い工 (くい打ち)	裏のり面のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太	
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう	
		かぐい打ち工	裏のり先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう	
		かご止め工	裏のり面にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう	
	崩壊	崩	立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
			くい打ち積み 土のう工	裏のり面にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
			土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		壊	つなぎくい 打ち工	裏のり面にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
			さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
			築きまわし工	裏のり面にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去 作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
水防対策車		現地対策本部の設置	一般河川	指揮者、無線者		

鎌の据え方の要点

- (1) 鎌の元の縛り方は麻紐の両端を余して3回廻し、紐の両端で柄1回宛巻いていぼ結びに締め付ける。
- (2) 鎌の先の縛り方は麻紐を鎌の先の穴に通し2つ折りにして3回廻し、つつみをかけて、いぼ結びに締め付ける。
- (3) 竹尖げの所要時間は15分で20本を標準とする。

竹尖げ数量表(1組当り15本)

人員	資 料				器 具			摘 要
	名 称	現 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
3人	竹	目通周 18cm 末延	本	15	鎌	丁	1	



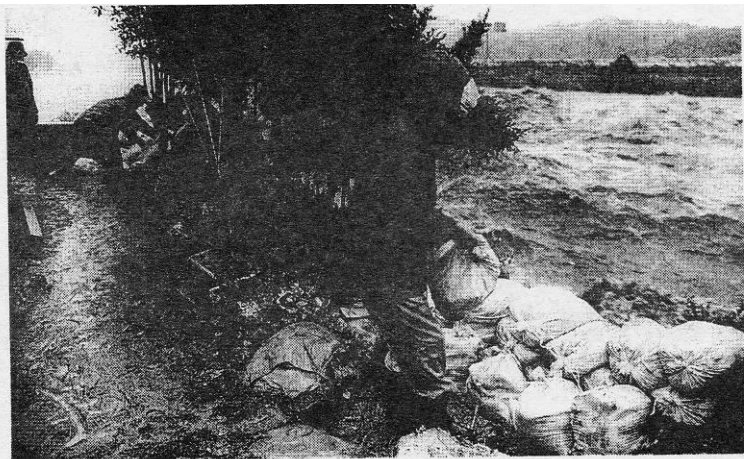
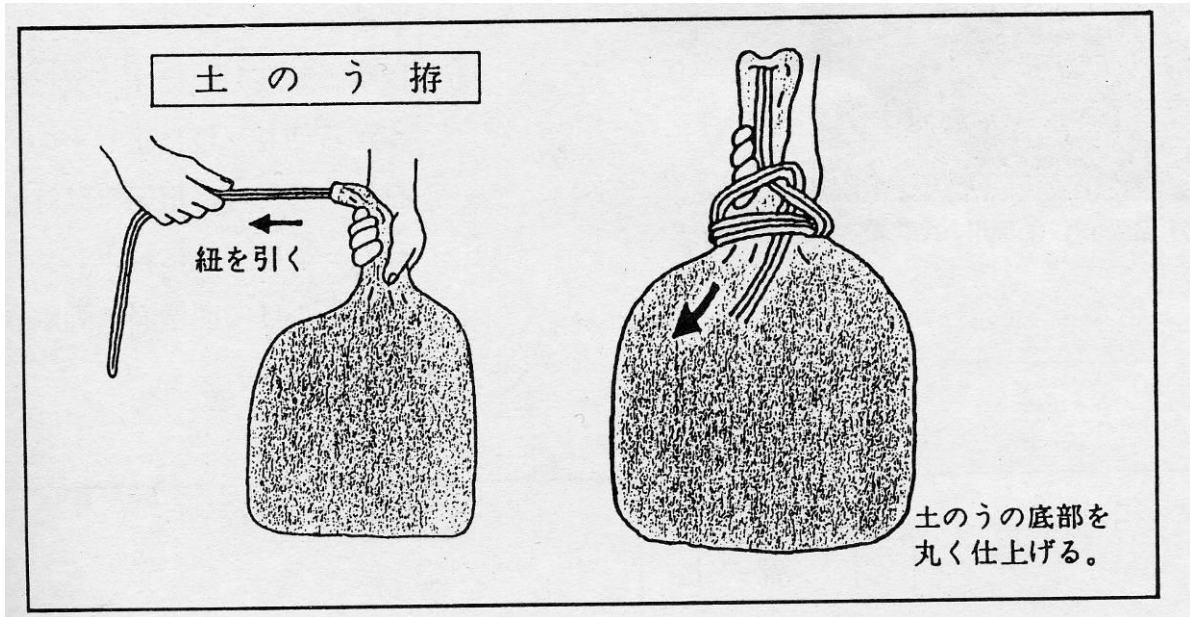
杭拵え数量表(1組当り10本)

人員	資 料				器 具			摘 要
	名 称	現 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
2人	杭	末口 9cm 長 1.2cm	本	10	ナタ	丁	1	

(2) 土のう作り

土のう拵えの用法：各種工法の重り土のう、積土のう、積土のう及び詰土のう。

拵え方：土のうに土砂を30kg～50kgぐらい均等に詰め、袋口を締める。



土のう積みによる必死の水防活動（祓川・福岡県）朝日新聞社提供

土のう拵え数量表（1組当り10袋）

人 員	資 材				器 具			摘 要
	名 称	現 状 寸 法	単 位	員 数	名 称	単 位	員 数	
2人	土のう	ひも付き	袋	10	スコップ	丁	1	

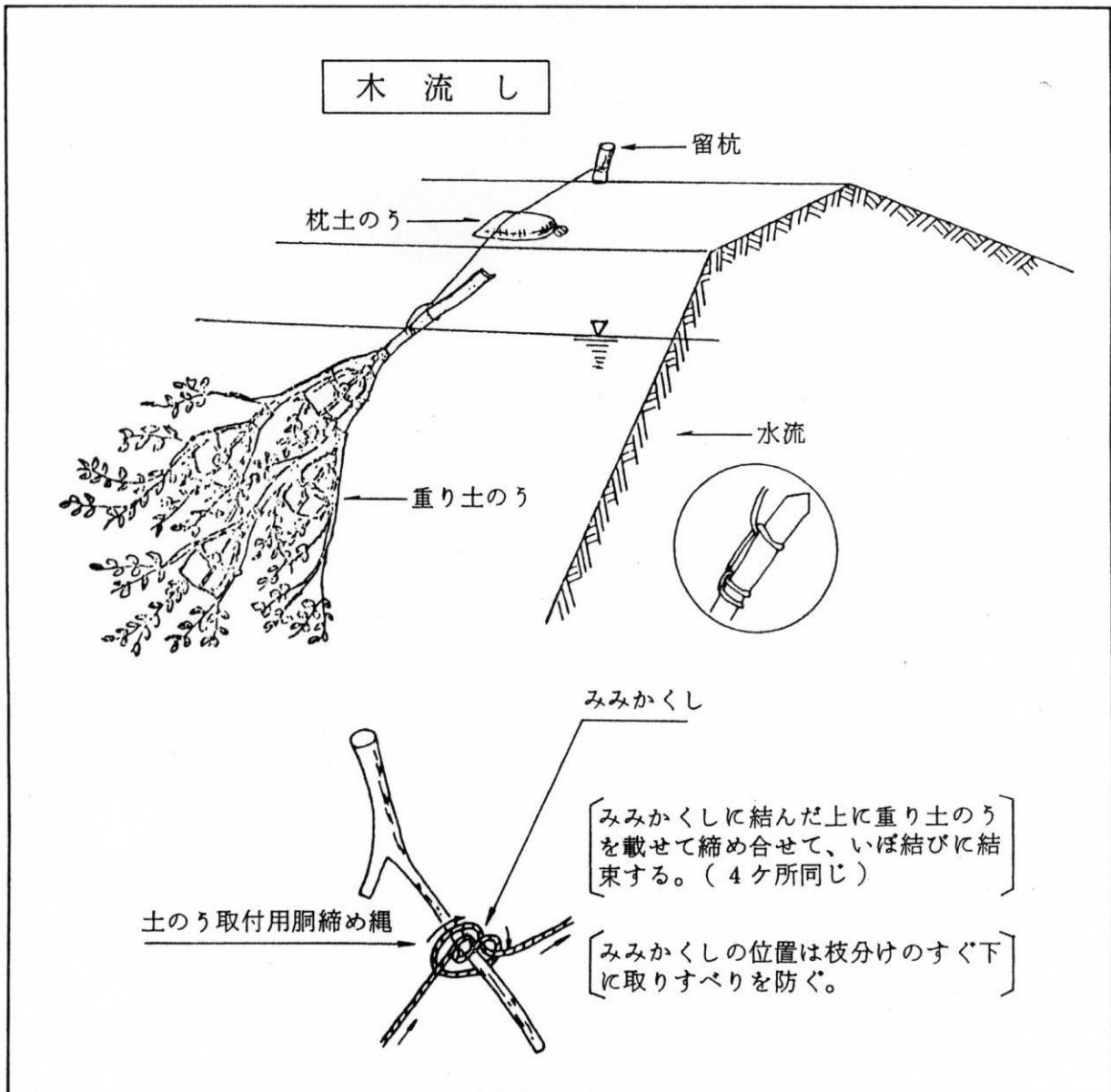
(3) 木流し (竹流し)



H. 9. 7. 27 台風9号 (杉原川・兵庫県)

川 的：急流部において流水を緩和して川表堤腹崩壊の拡大を防止する。又、暖流部においても波欠けの防止に使われる。

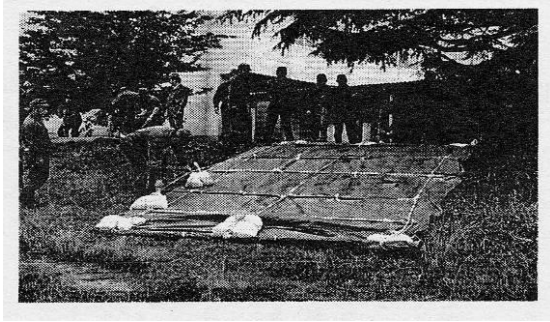
拵 え 方：枝葉の繁茂した樹木 (又は竹) を根本から切り、枝に重り土のう (又は石俵) を付け、根元は鉄線で縛り、その一端を留杭に結束して、上流より流しかけて崩壊面に固定させる。



木流し数量表（1組当り1本）

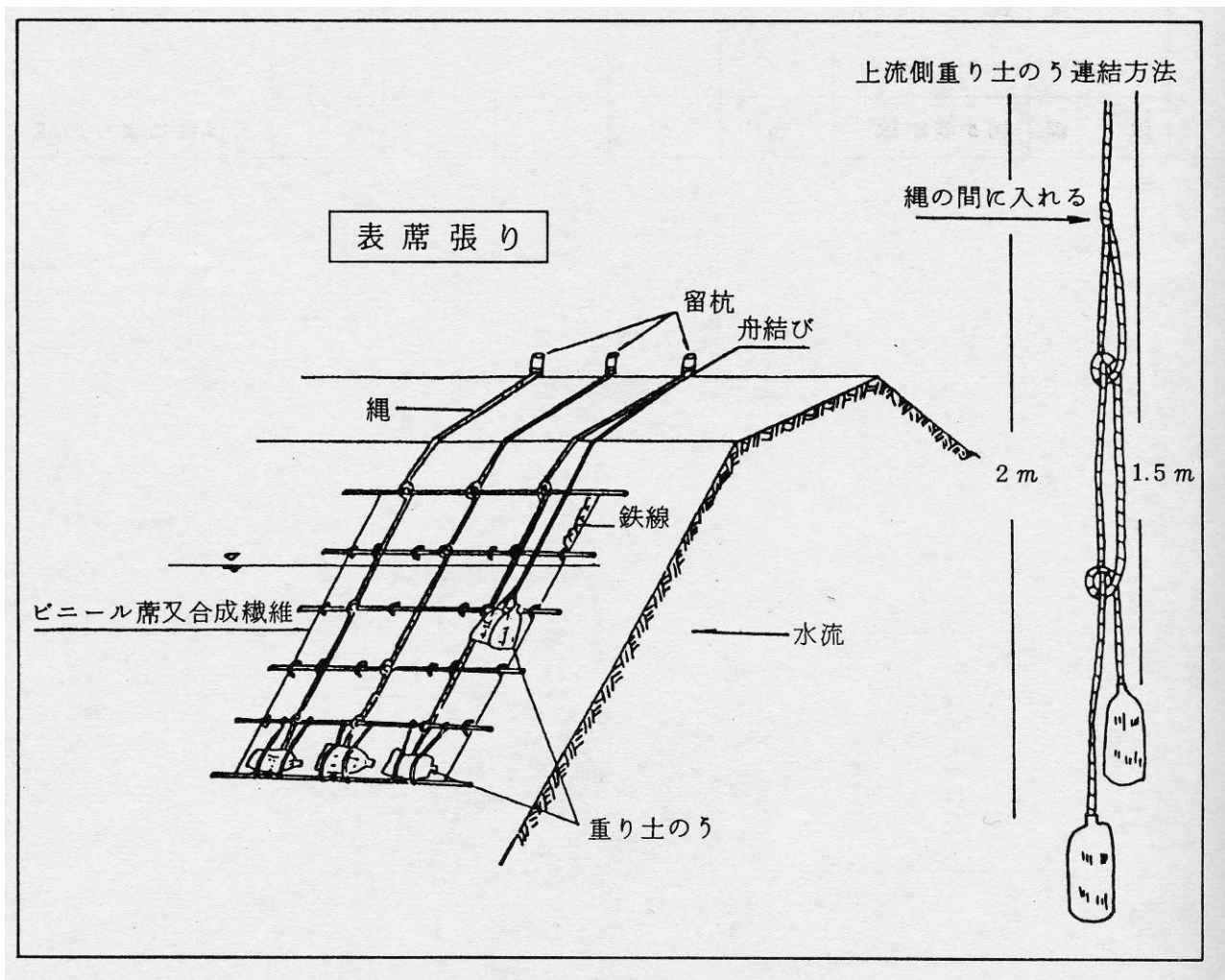
人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	雑木	長 約 5.5m 末口 9 cm	本	1	掛矢	丁	1	天ば幅により加減
	杭	長 1.2m 末口 9 cm	〃	1	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄 (木との接合)	長 5.5m (2ツ折)	本	4				
	二子縄 (吊縄)	長 14.5m (2ツ折)						
	鉄線	10#亜鉛鍍	m	20				

(4) 表蓆(シート)張り



目的：川表崩壊及び透水防止。

拵え方：崩壊面の大きさに応じ、蓆を9枚、12枚或は15枚を縄で縫い合わせ、（シートを使用する場合は縫い合わせる作業はない。）横に90cm間隔に骨竹をあらく縫い付け、下端に重り土のうを取り付けこれを芯にして簀の子巻とし、天端から廻し縄を除々にゆるめて垂れおろし、所々も小割竹（長さ45cm、幅2cm位）を折り曲げて針小縫いをし、煽りどめの重り土のうをのせて固定させる。



(注) 上流側の下の重り土のうは、蓆の端より2.0mの位置でおろし、上の重り土のうは蓆の端より1.5mの位置よりおろせば適当な所に来る。

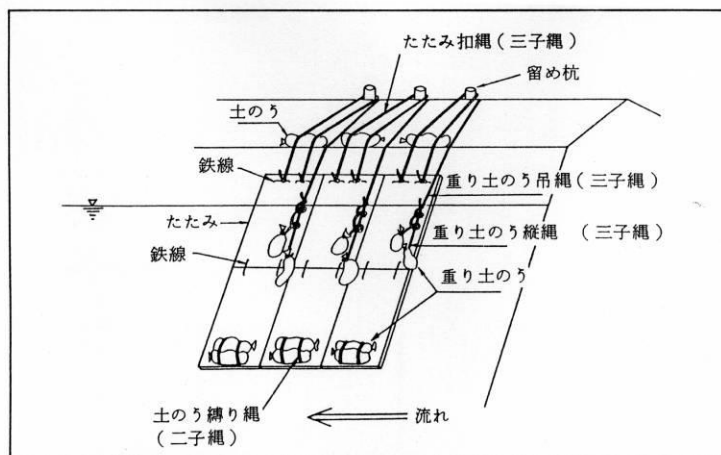
表蓆張り数量表（ビニール蓆又は合成繊維シート使用）（1組当り1本）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現 状 寸 法	単 位	員 数	名称	単 位	員 数	
10人	蓆	ビニール蓆 90cm×180cm	枚	9	縫針	個	2～3	合成繊維シート の場合、縫針必 要なし
		又は 合成繊維シート 5.0cm×2.7m	〃	1				
	竹	目通り 9 cm 長 3.5 m	本	6	掛矢	丁	1	
	杭	末口 10 cm 長 1.2 m	〃	3	ペンチ	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二小縄	長 3.5m(ビニール 可)	筋	2				合成繊維シート 使用の場合必要 なし
	〃	長 5.5m(〃)	〃	2				〃
	〃	長 6.5m(〃)	〃	6				
	〃	長 61.0m(〃)	〃	1				
	蓆吊縄	長 11.0m(〃)	〃	3				
	三子縄	長 12.0m(〃)	〃	3				
	〃	長 7.5m(〃)	〃	2				
〃	長 14.5m(〃)	〃	1					

〔畳張り工〕

従来より使われている表蓆張と同様な効果を期待して考案された方法であり、増水時に付近より集められやすい古畳を利用するものである。

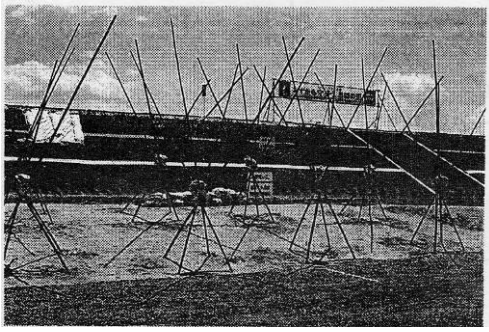
畳二枚を縦方向に鉄船で2箇所連結し、下端に鉄線及び二子縄で重り土のうを縛り上端に鉄線を介して扣縄を結び、この二枚一組を順次すべり落ち川裏に打ちつけた留杭に固定し、最後に重り土のうを上流端に置いていく。



数量表

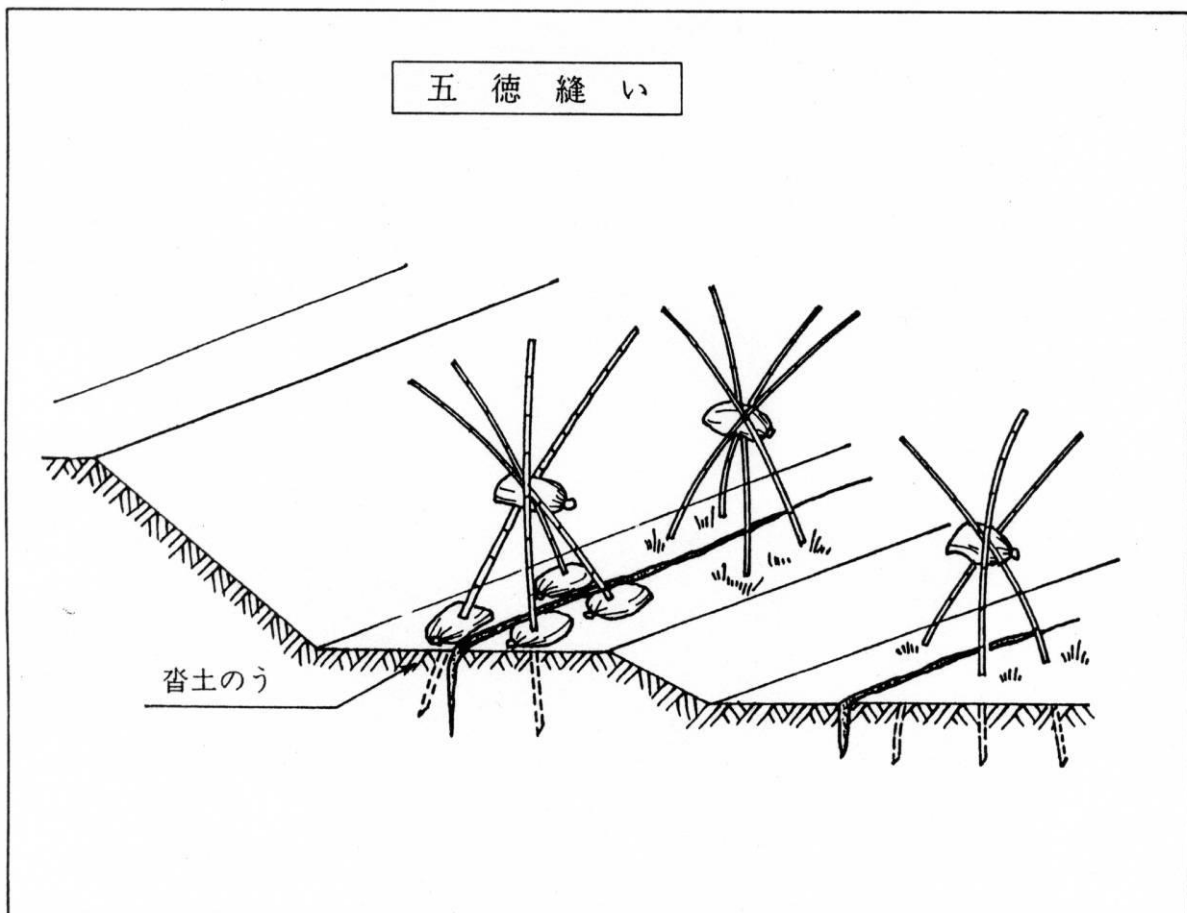
人員	資 料				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	畳	(1.8m×0.9m)	枚	6	掛矢	丁	1	
	木杭	長さ 1.2m 末口 9cm	本	3	ペンチ	〃	3	
	土のう		袋	15				
	鉄線	8# 1.5mもの	本	18				
	たため扣縄 (三子縄)	12mもの	〃	16				
	重り土のう 吊縄 (三子縄)	14.5mもの	〃	3				
	重り土のう 縦縄 (三子縄)	7.5mもの	〃	6				
	たため下端 重り土のう 縛り縄 (二子縄)	7mもの	〃	6				

(5) 五徳縫い



目的：川裏き裂、崩壊の拡大防止。

拵え方：き裂をはさんで竹3本～4本を以て各辺1m位の三脚形又は四脚形に深く突き差し地上1.2m～1.5mくらいの所で一つに縄で結び、その上におもり土のうを載せる。若しき裂の部分に張芝がない時、又は堤体が軟弱である場合には沓土のうを用いるこの工法は法面に行くよりは法先の方が効果がある。なお法先に力杭を打つのが安全である。



五徳縫い数量表（1組1本当り）

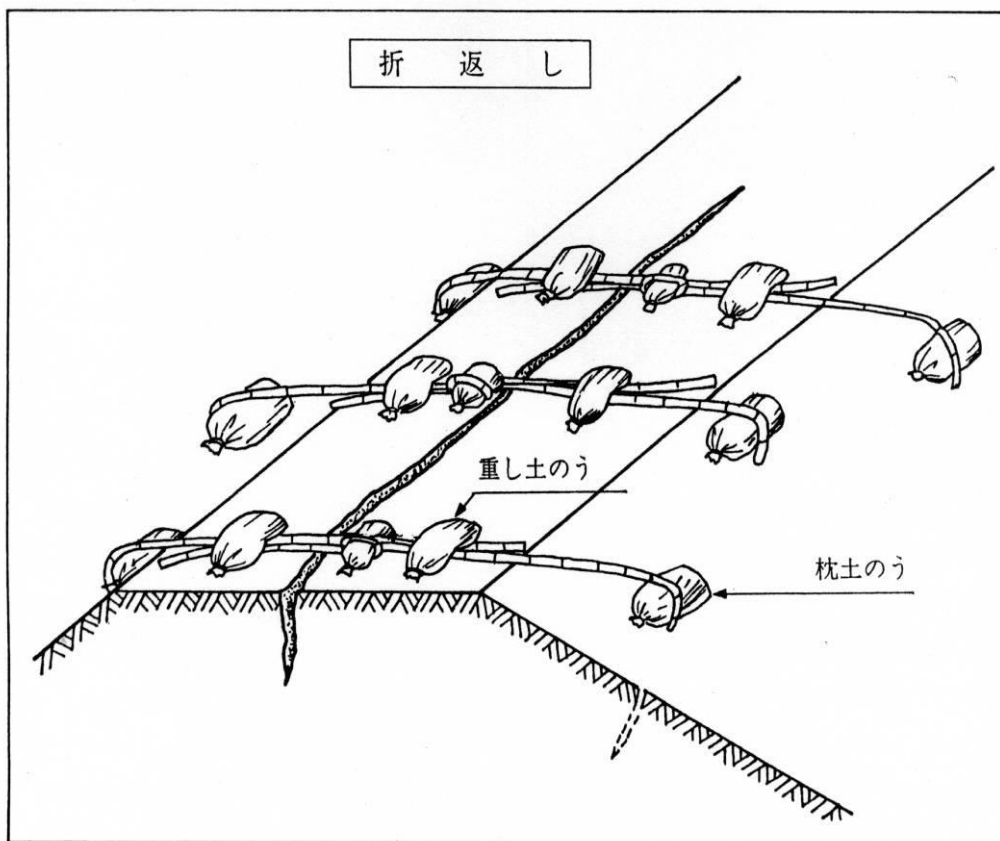
人員	資 料				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通り周 18cm 未延	本	3				3本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	4				
	二子縄	16. 5cm	本	1				
	竹	目通り周 18cm 未延	〃	4				4本建の場合
	土のう	ひも付き	袋	5				
	二子縄	18. 0 m	本	1				

(6) 折返し



目的：堤防天ばにき裂を生じた場合、崩壊を防止する。

拵え方：天ばの表法と裏法とに竹を突き差し、その根元に土のうを置きこれを枕にして、竹を折りまげ、中央で双方の竹を折り返して引きかけ、縄で結束する。竹の折返し部分は折損しやすいため麻袋などを丸めて芯にする。また、竹の締め具合をよくするため、天ばに重り土のうを載せる。

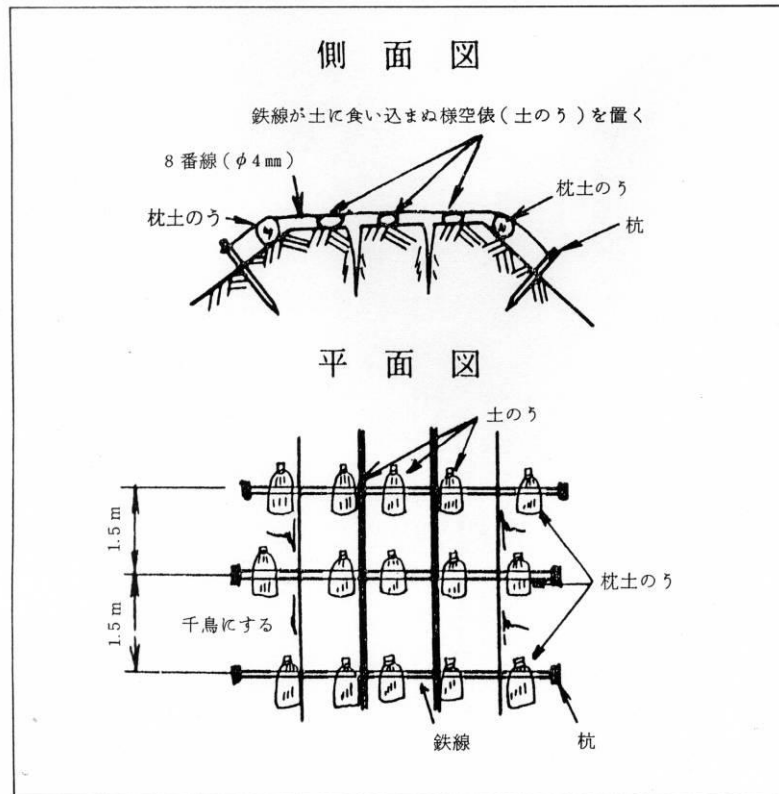


折返し数量表（1組1筋当り）

人員	資 料				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	竹	目通り周 15cm	本	2	鉋	丁	2	
	土のう	ひも付き	袋	5	掛矢	〃	4	
	麻袋		個	1				
	二子縄	長 1 m	筋	4				

[鉄線を使用する場合]

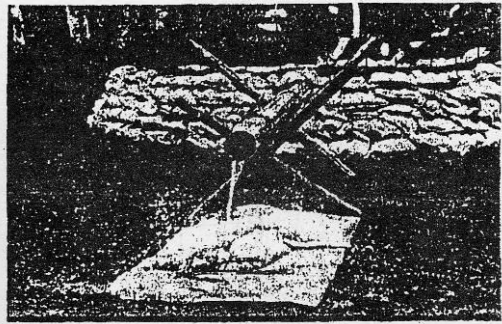
竹の代わり鉄線を木杭により行う。



折返し数量表〔鉄線使用〕（1組1筋当り）

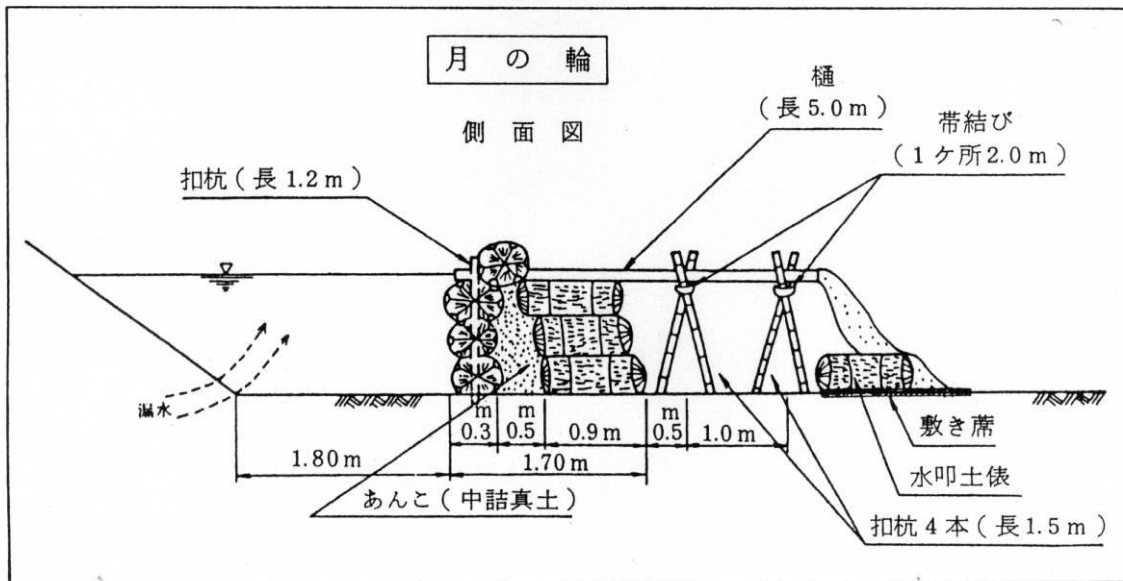
人員	資 料				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
10人	鉄線	8#	本	1	鉋	丁	1	
	杭	末口 10cm長1.5m	〃	2	掛矢	〃	1	
	土のう	ひも付き	袋	5	ペンチ	〃	1	

(7) 月の輪

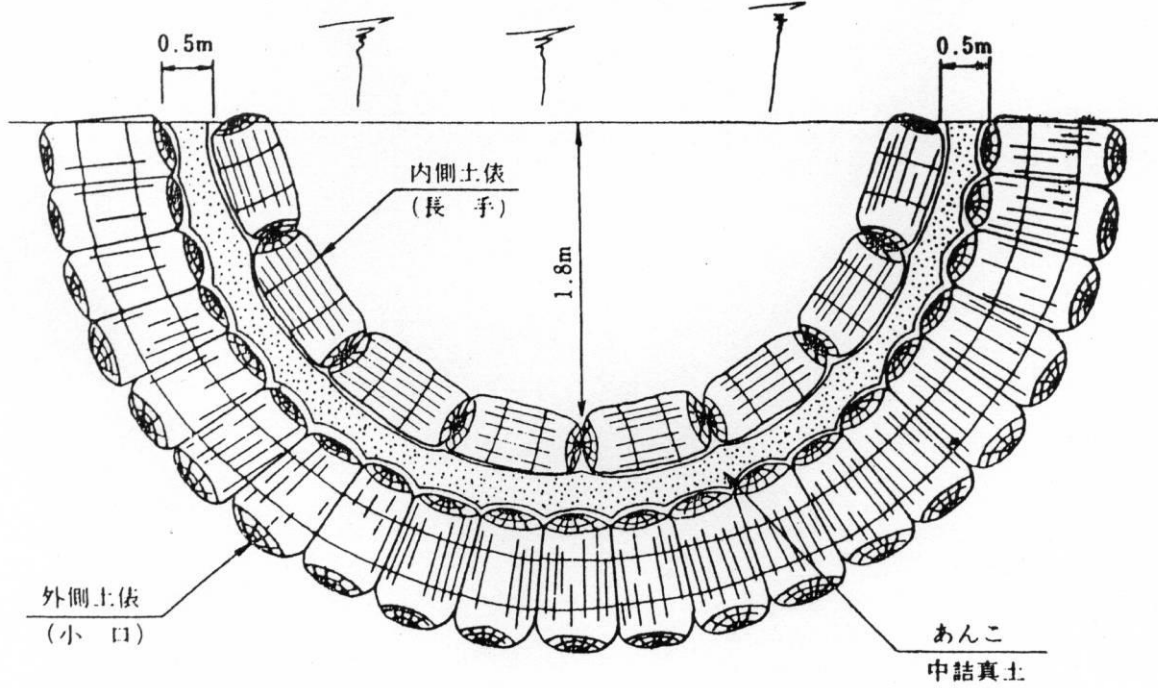


目的：川裏の漏水を堰き上げて滲透水の圧力を弱める。

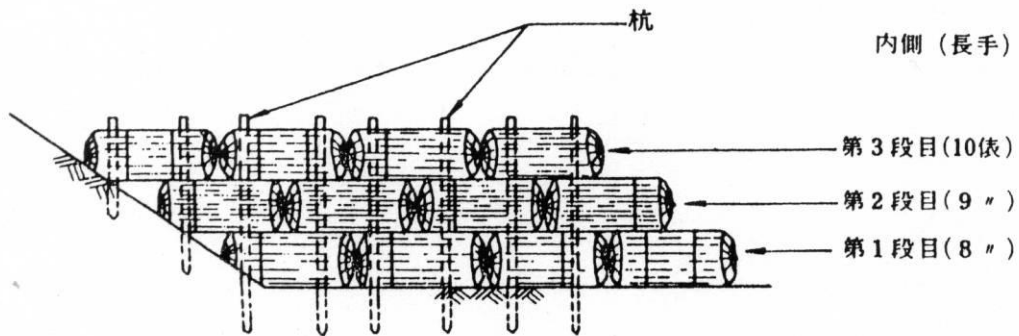
拵え方：漏水口の周囲法先に土俵を半月状（半径1.8m）に積上げ、この中に漏水を淀ませて上透水を堤内の水路などに放流させる。土俵積の高さは水压を弱める程度、三俵重ね以上にするときは留杭又は棚杭を打つ。流し口には、樋をかけ、透水を導きその落下点には、蓆等を敷き洗堀を防ぐ、また土俵と土俵の間には土を詰め十分踏み固めて空隙よりの漏水を防ぐ。



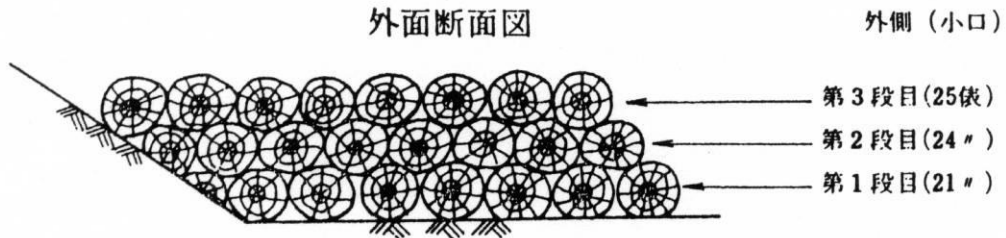
平面図 (第1段)



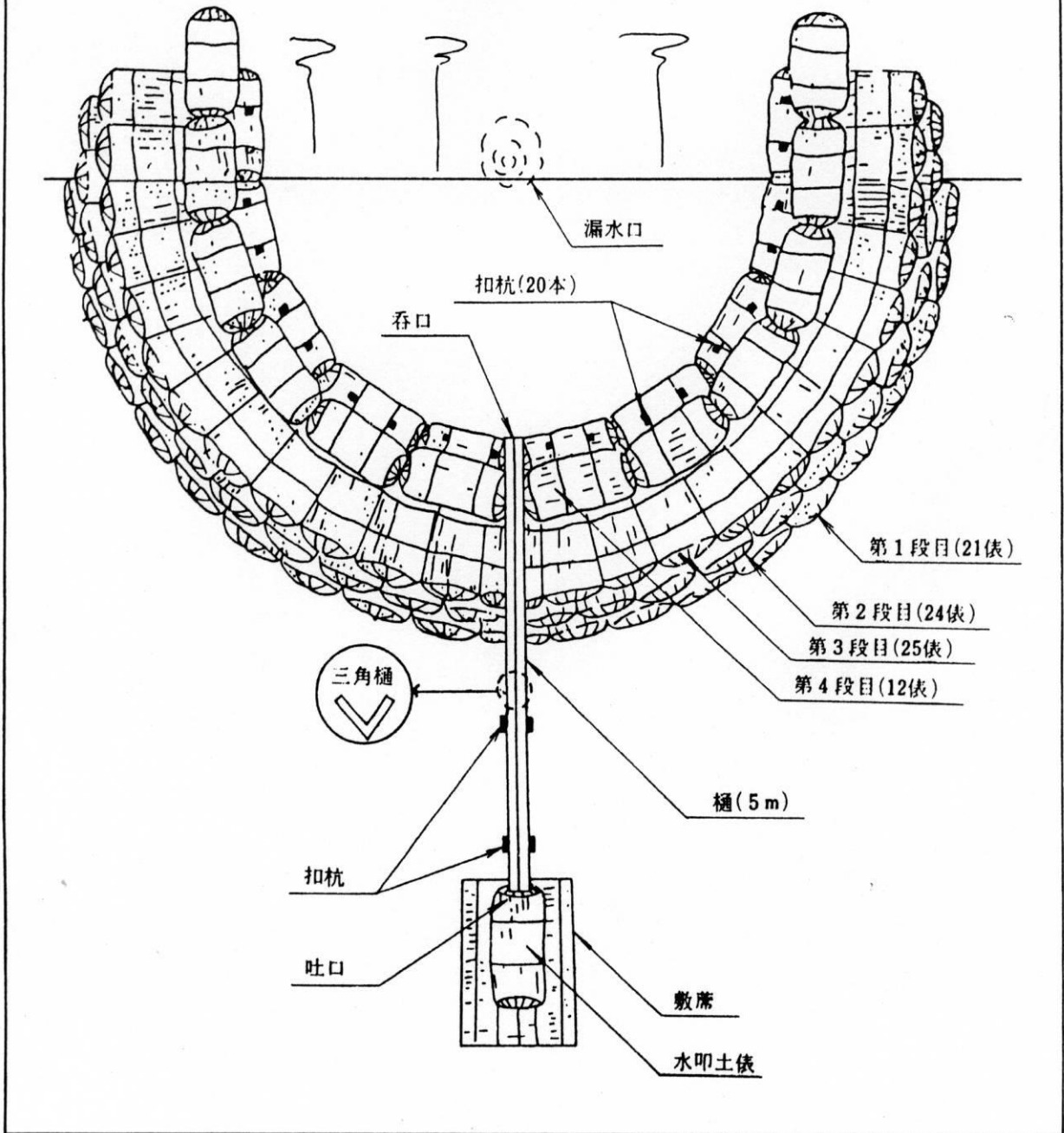
内側断面図



外面断面図



平面图 (完成)

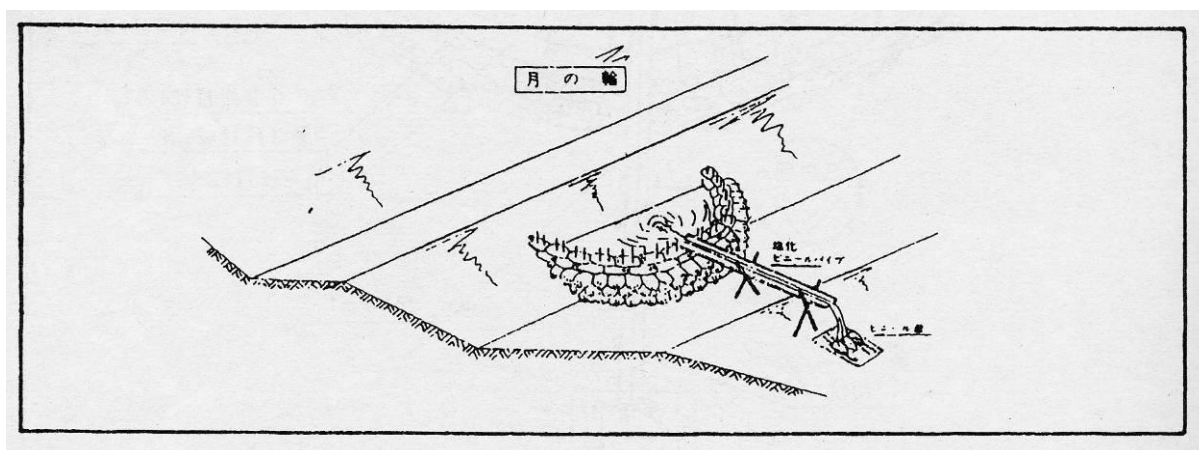


月の輪数量表（1ヶ所当り）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25人	土俵	棧俵付	俵	110	掛矢	丁	2	
	杭	長 1.5m 末口 6cm	本	20	スコップ	丁	8	
	杭	長 1.8m 末口 6cm	〃	4	モッコ	組	4	
	蓆	0.9m×1.8m	枚	1				
	二子縄	長 2.0m	本	2				
	三角樋	長 5.0m	〃	1				
	土砂		m ³	4				

〔土のうを使用する場合〕

作業方法は土俵の場合と同じ。



月の輪数量表〔土のう使用〕（1ヶ所当り＝半径1.5m）

人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
25人	土のう		袋	350	掛矢	丁	2	水もれ防止
	網杭	長1.2m×φ16m/m	本	40	スコップ	〃	8	
	ビニール蓆	1.8×0.9m	枚	1	モッコ	組	4	
	木杭	長1.8m 末口6cm	本	4				
	二子縄	2m	〃	2				
	塩化ビニールパイプ	長 5.0m φ10~15cm	〃	1				
	ビニールシート	5×5m	枚	1				
	土砂		m ³	4				

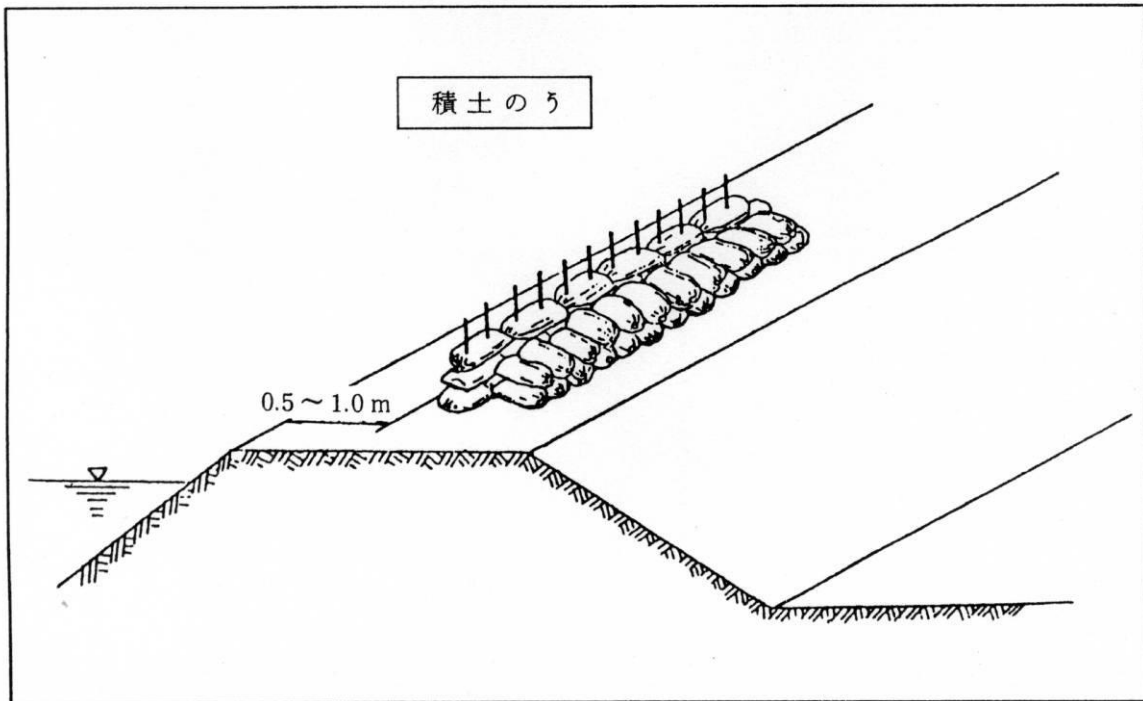
(8) 越水防止工



H.9.6.29 台風8号(最上川・山形県)

目的：越水防止

拵え方：表肩が欠け込んでも差支えないように川表肩から0.5m~1.0mくらい引きさげて所要の高さに土のうを積み上げる。一段積は、長手又は小口積とし、二段積は下段を長手方向2列に並べ、その上に小口一段並べとするか、長手並べにする。三段積は、前面長手3段にいも継ぎをさけて積み、裏手に控えとして、小口2段積とし、木杭又は竹等を串差しとする。又、俵の継目には土を詰めて、十分に踏み固める。



積土のう数量表（1組当り）10m当り

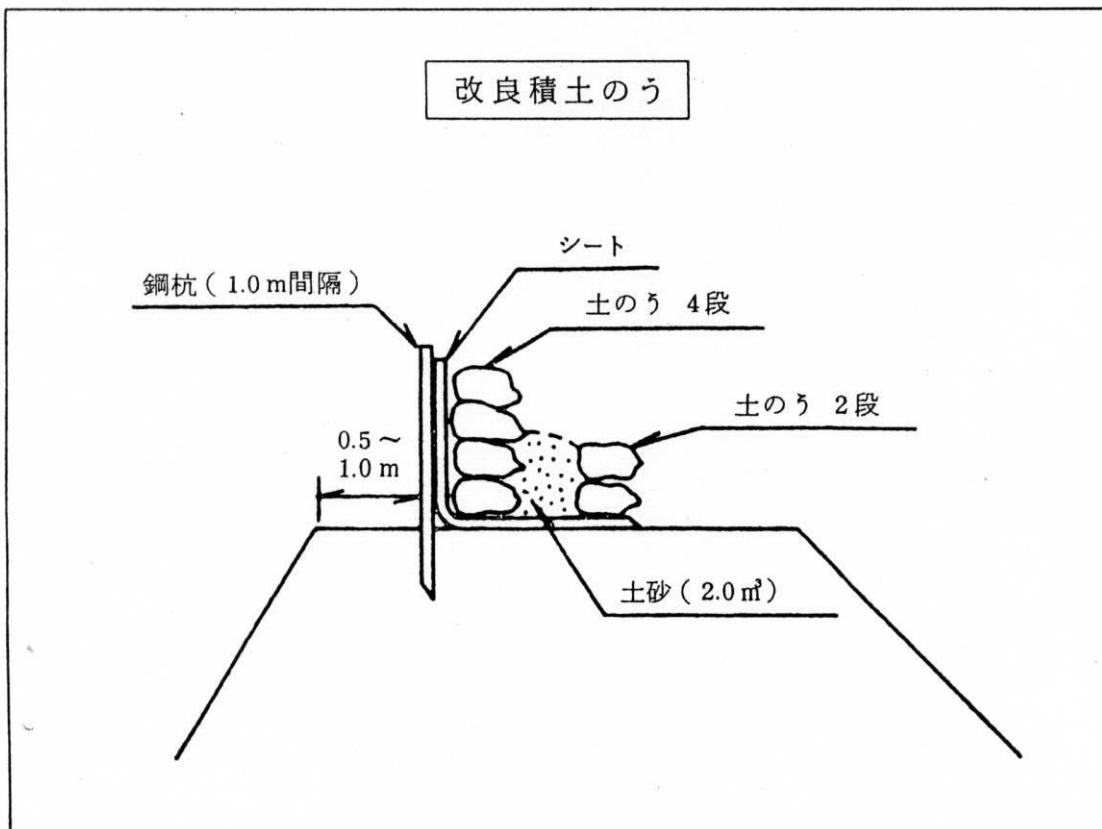
人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	土のう		袋	140	掛矢	丁	2	前3段、後2段 1袋当り2本使用
	網杭	長1.2mφ16m/m	本	40	スコップ	〃	4	
	土砂		m ³	2	モッコ	組	3	

[改良積土のう、シート使用の場合]



目的：越水防止。

拵え方：川表肩から0.5m～1.0mくらい引き下げて、川表側に透水防止用の合成繊維シートを張り、1m毎に鋼杭を打ち込んで固定させ、その内側に土のうを数段の高さに積み、更にその後に控え土のうを積み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表（1組当り）10m当り

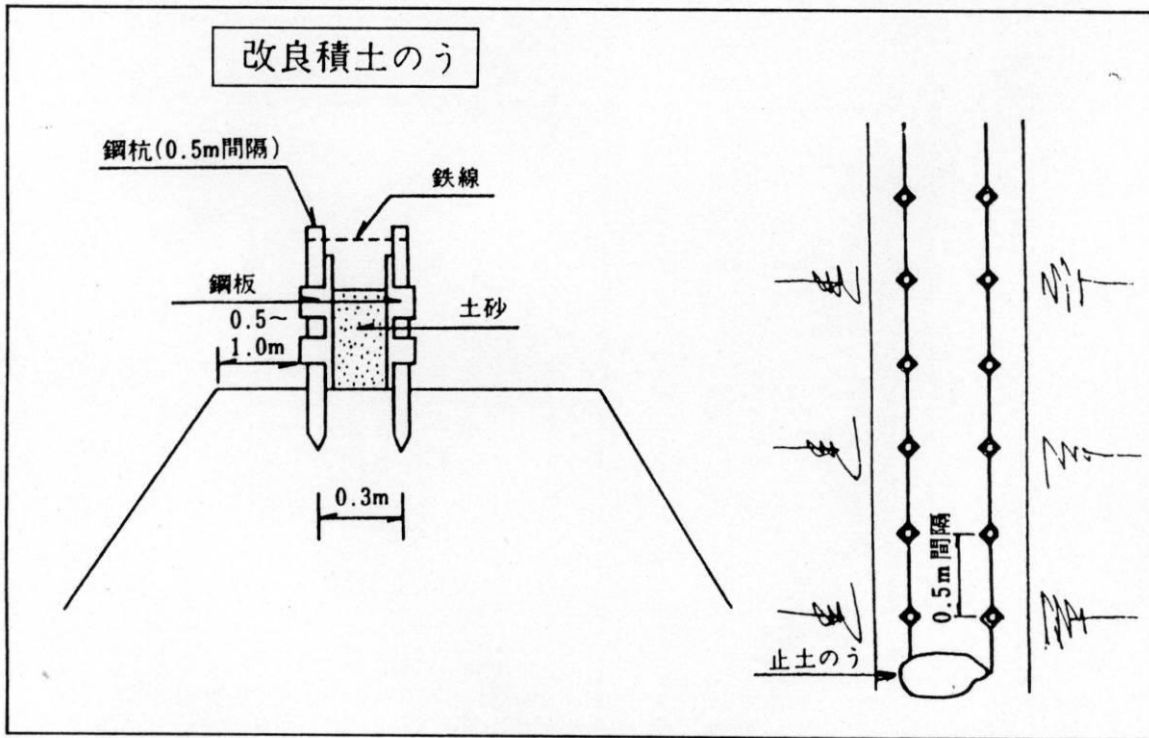
人員	資 材				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20人	土のう	長さ10m 巾2.0m	袋	1	掛矢	丁	2	前3段、 後2段
	鋼杭	長1.2m φ16m/m	本	11	スコップ	〃	4	
	土のう		袋	140	モッコ	組	3	
	土砂		m ³	2				

[改良積土のう、土留網板使用の場合]



目的：越水防止。

拵え方：川表肩から0.5m~1.0mくらい引き下げて、土留用に加工した網板に支柱（丸パイプ）を0.5m間隔に通し、数枚つなぎ合わせて、川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



数量表（1組当り）10m当り

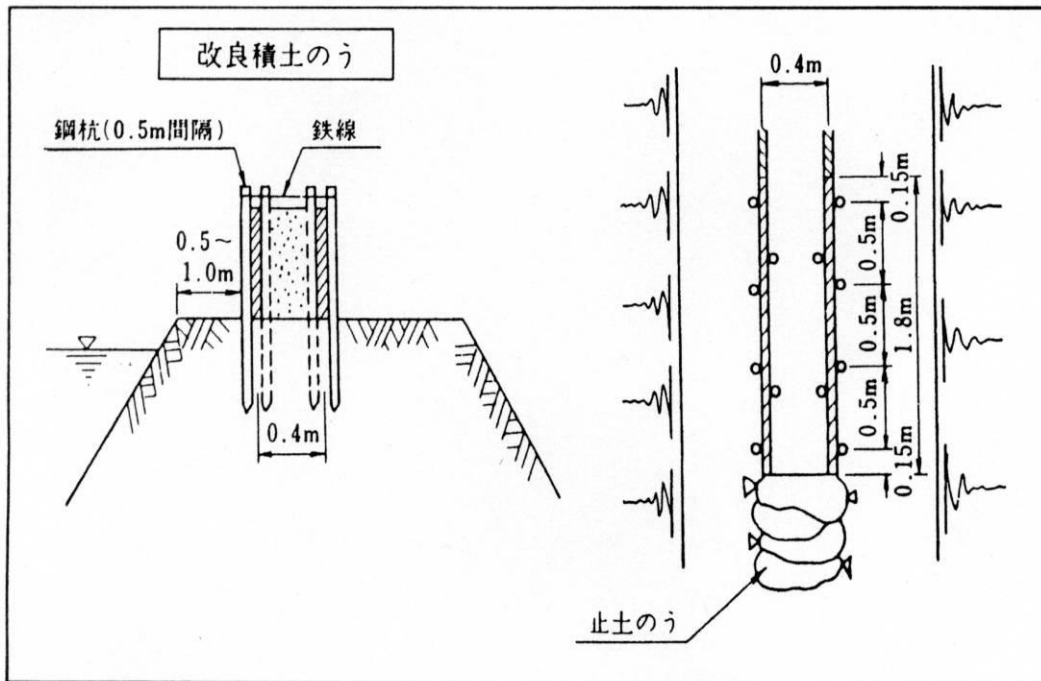
人員	資 料				器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	員数	名称	単位	員数	
20 人	土留網板	長さ 1.8m 巾 43cm	枚	28	掛矢	丁	2	
	丸パイプ	φ 48.6mm 長さ 1.5m	本	30	スコップ	〃	4	
	鉄線	10#長さ2.0m	〃	15	モッコ	組	3	
	土のう	1口止用	袋	30				
	土砂		m ³	3				

別
表

[改良積土のう、畳工法の場合]

目的：越水防止。

拵え方：川表方から0.5m～1.0mくらい引き下げて、土留用に畳を0.4m間隔に川表と川裏に立て、支柱を打ち込み、中詰め土砂を入れて安定をはかる。



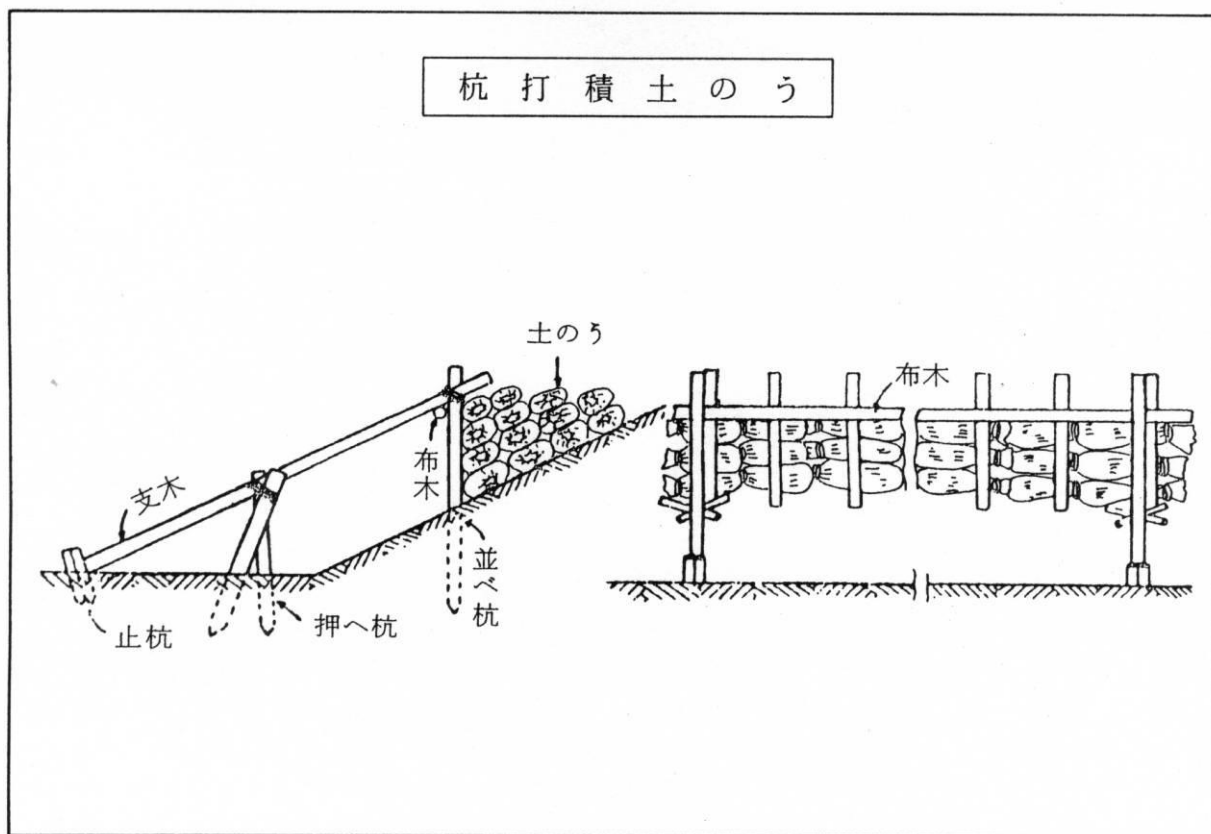
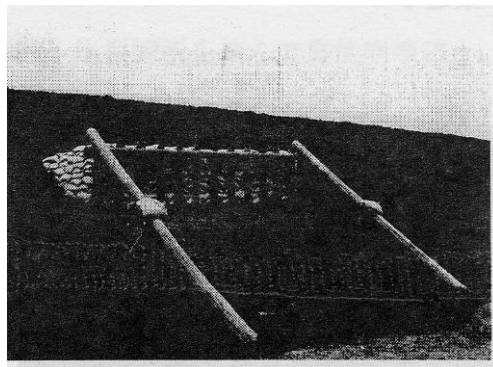
数量表（1組当り）10.8m当り

人員	資 材			器 具			摘 要
	名称	現状寸法	単位	名称	名称	単位	
20人	畳	長さ 1.8m	枚	12	掛矢	丁	2
		巾 0.9m					
	丸パイプ	φ 48.6mm	本	72	スコップ	"	4
		長さ 2.0m					
	鉄線	10# 長さ2.0m	"	24	モッコ	組	3
土のう		袋	30				
土砂		m ³	4				

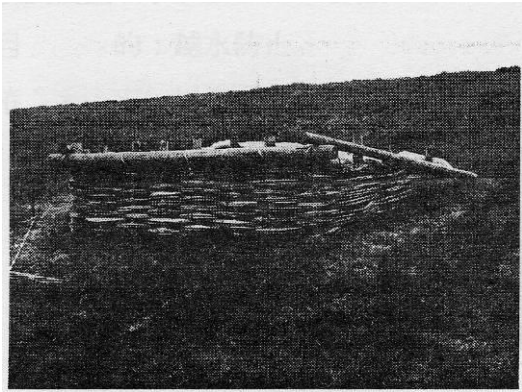
(9) 杭打積土のう

目的：川裏崩壊防止。

拵え方：法先に土のうを長手に積み上げ、その支えに長2.5m内外の杭を心々0.60mに打ち込み上部に長5.0mの布木を結び付け更に長4.0mの支木を3.60m毎に取り付ける。支えの木の中に押え杭二本を合掌に打って狭み、また、杭木の根元には杭を二本列べて打って根止めとする。

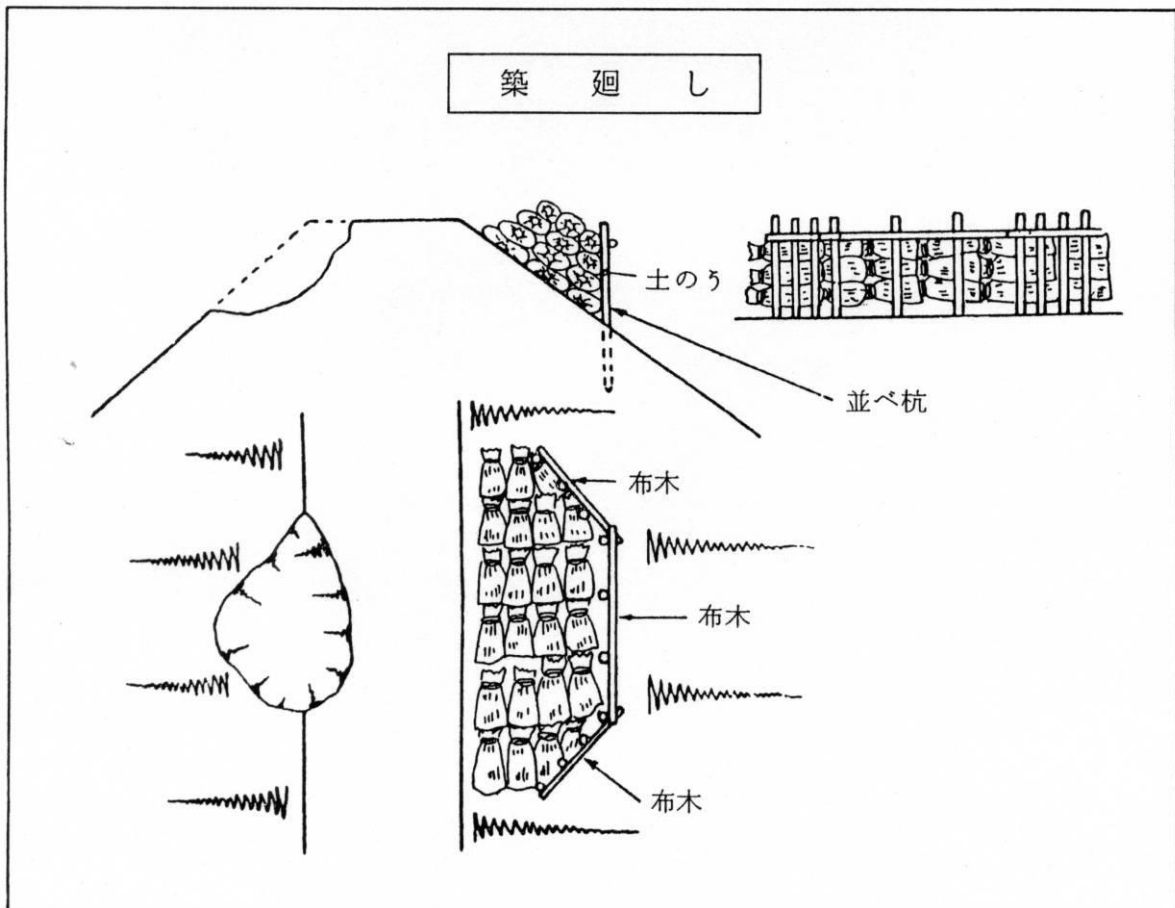


(10) 築廻し

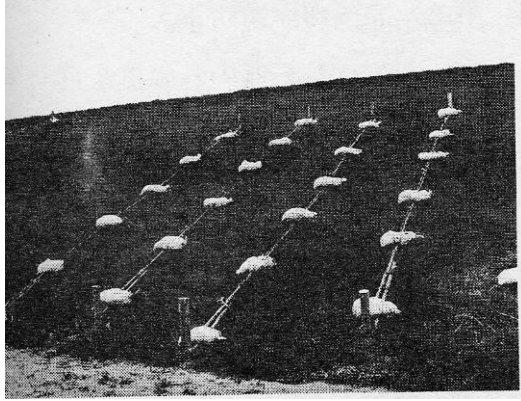


目的：川表の崩壊、法面の補強。

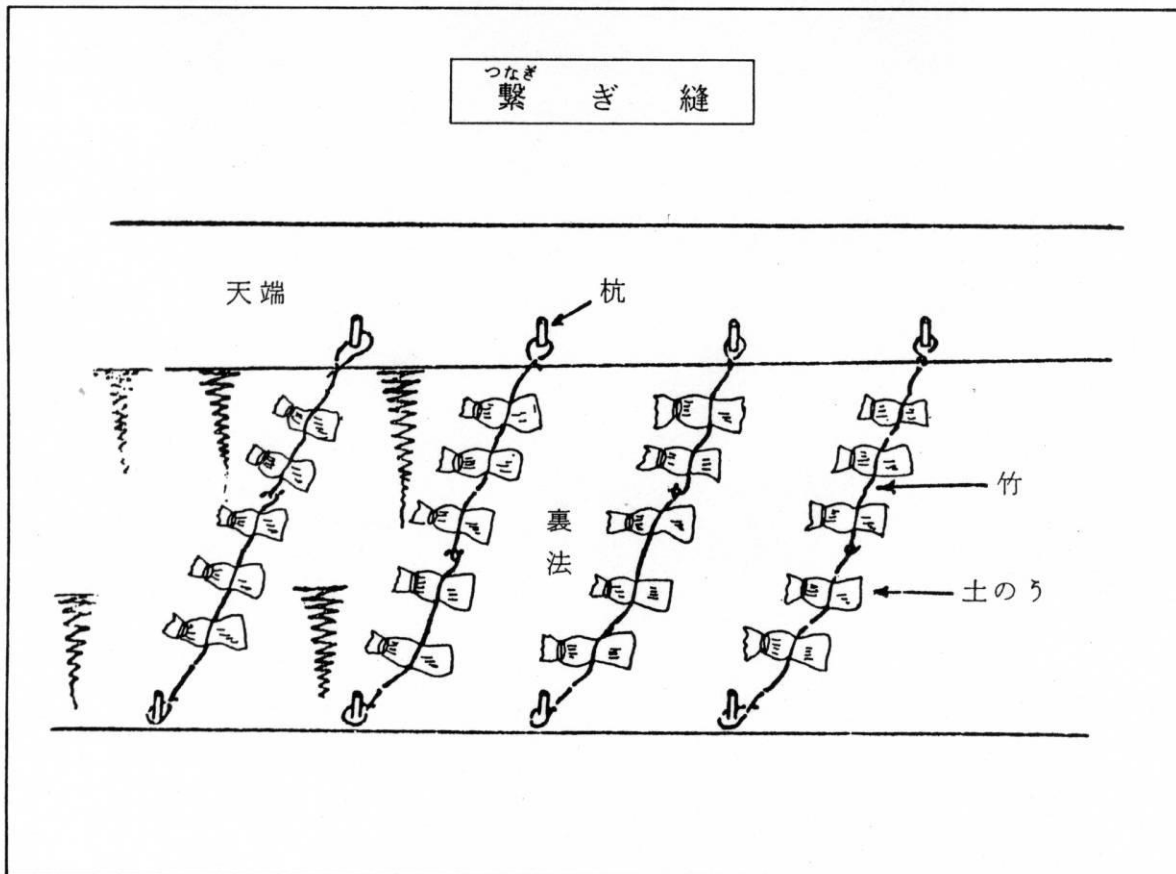
拵え方：心々0.90mくらいに杭を打ち込み、竹棚（又は粗朶）を編み付け、内部に土のうを詰める。崩壊箇所は蓆張などを行って川裏に築廻しを施す。



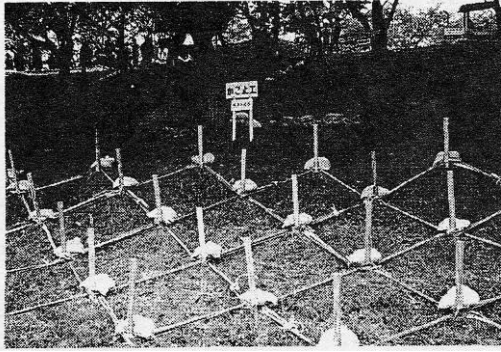
(11) 繋ぎ縫い



目的：亀裂箇所を挟んで裏法崩壊防止。
拵え方：長1.0m～1.5m、末口6cm～9cmの
木を1.0m～2.0m間隔に打ち込み、
その杭に周10cm～15cmの竹を縛り
つけ、又天端にも同様に打って竹
を縛り付け、この双方の竹串を約
2.0mの継手を残して折り曲げ引き
かけて縄結び、重り土のうを取り
付ける。

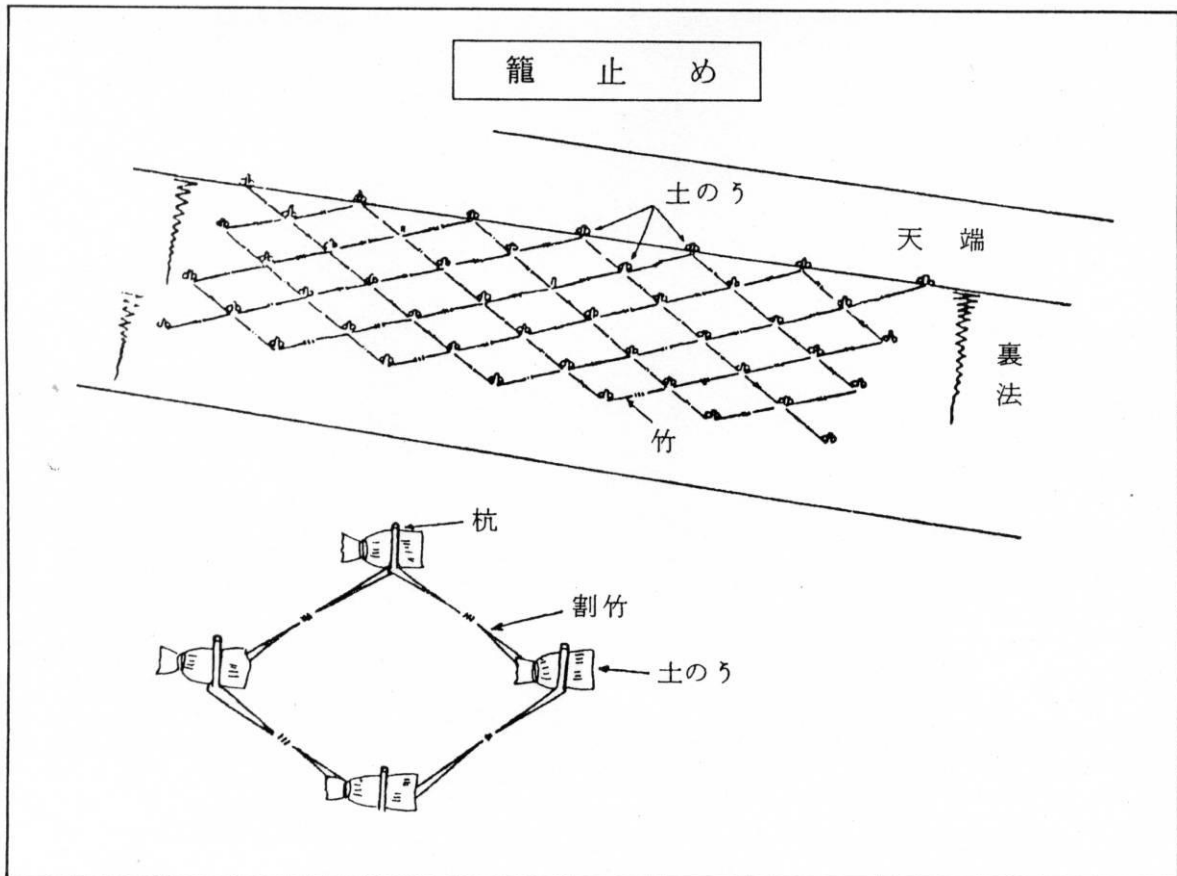


(12) 籠止め

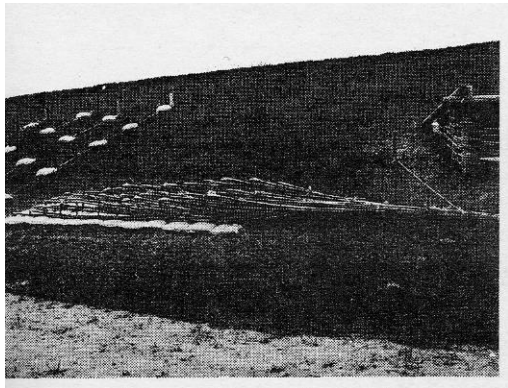


目的：川裏法面亀裂崩壊防止

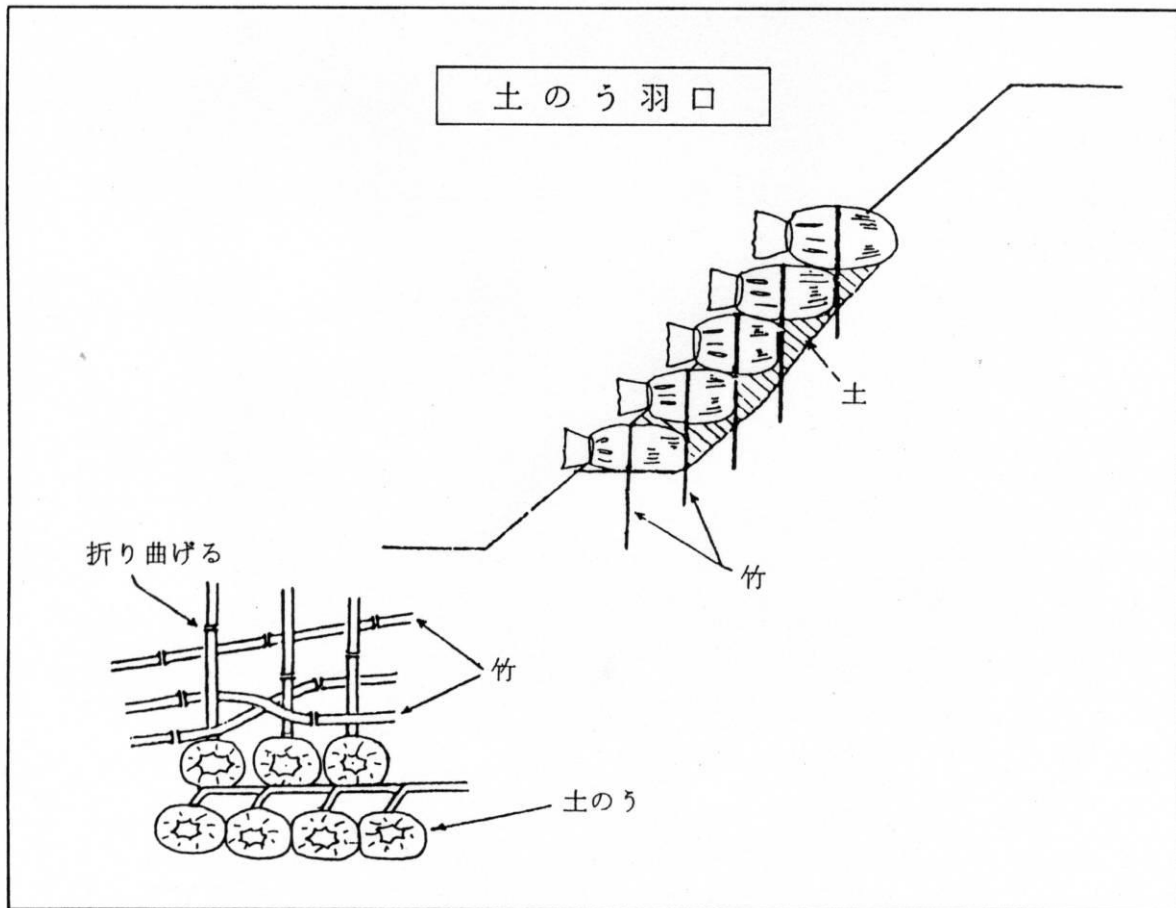
拵え方：2.0m間隔に、長1.8m内外の杭を打ち込み、その中間に互いの目に杭を入れ斜に各々の杭に割竹で繋ぎ合せ、杭毎に重り土のうを載せる。もし堤体が軟弱な場合には敷粗朶をして重り土のうを載せる。



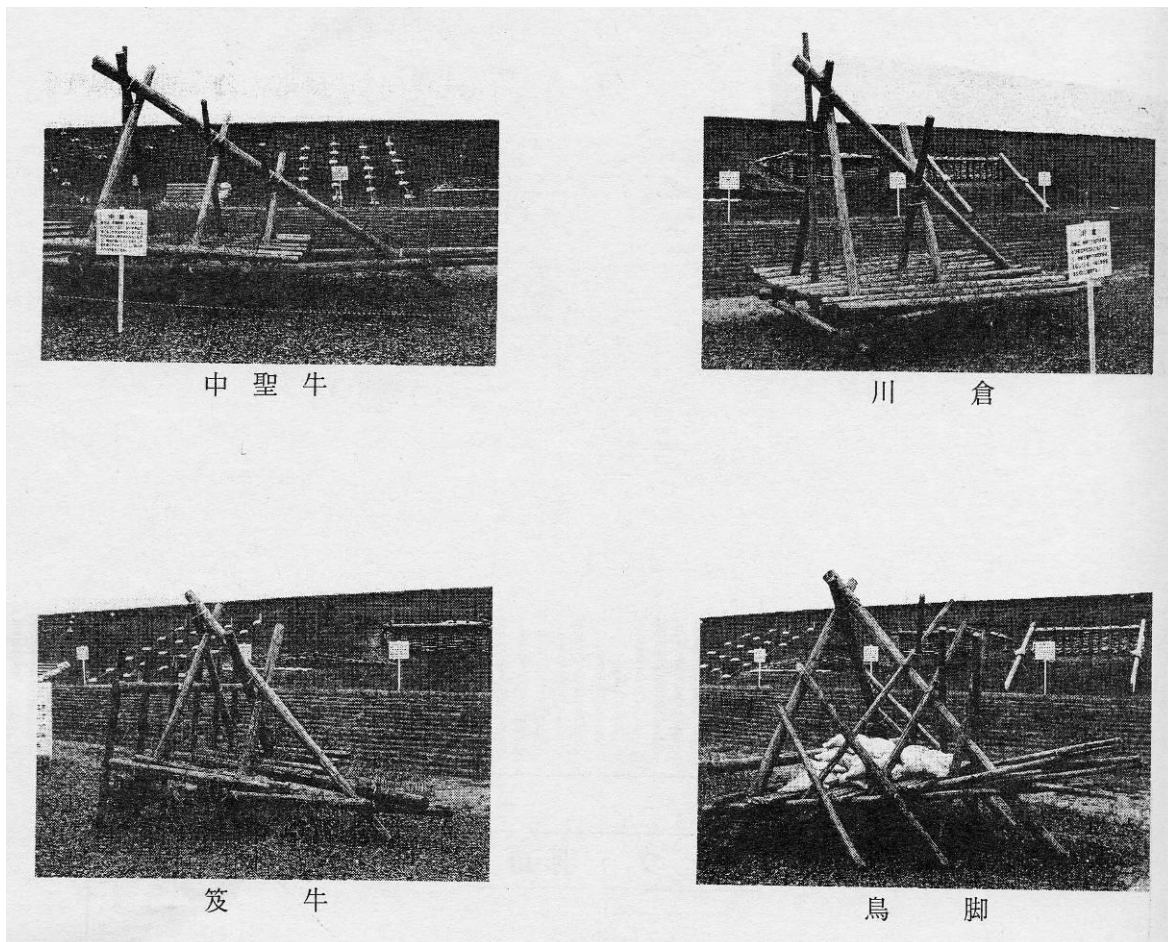
(13) 土のう羽口



目的：土のうを小口並べに一層積んで蛇腹拵え方：編みとし、その上に土を布いて踏みならし、順次半俵引きの勾配で土のうを積み上げ、内側に土砂を詰めて踏み固める。蛇腹編みは土のうを固定させるために、目通し6cm～9cmの竹を用いる。



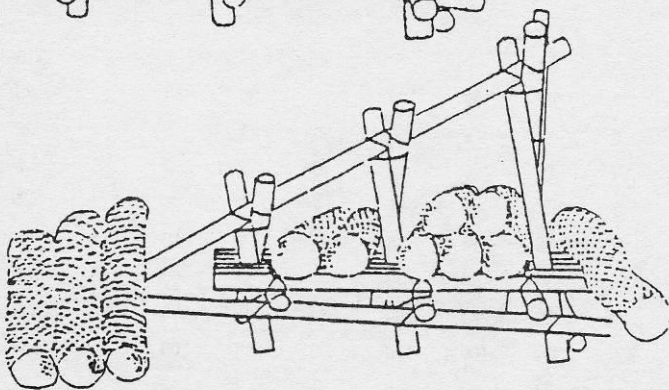
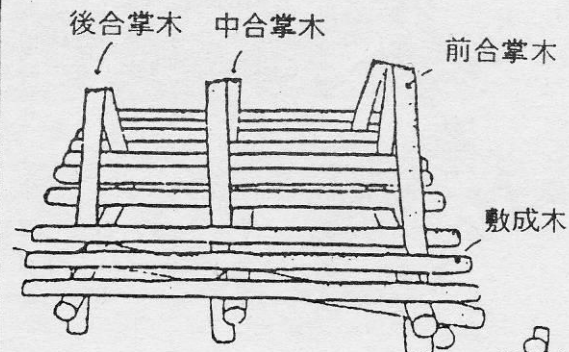
(14) 中聖牛、川倉、笈牛および鳥脚



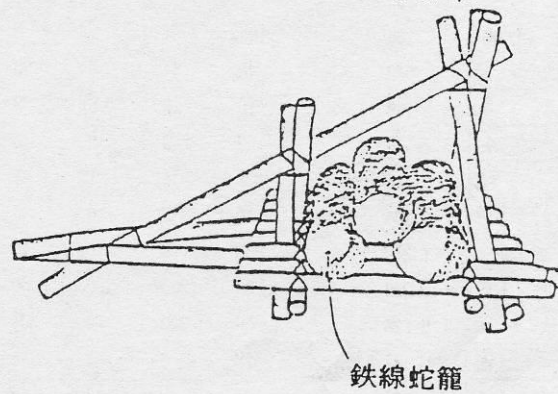
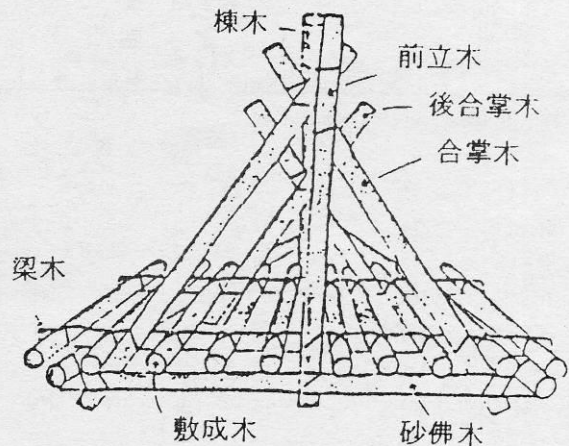
目 的：流水の激突を緩和し、堤脚崩壊面の拡大防止。

拵え方：この工法は一般に急流河川に用いられる。堤脚に逆出しに据えて崩壊面を直接保護する場合と、本出しに用いて水当りを緩和させる場合とがある。逆出しは頭部を堤防側に置き、枕木を水流と直角よりやや上向きに水中に入れ、ただちに蛇かごから石俵を重しとして載せる。上記の枠類を施す箇所は激流の場合が多いので、押し流されて目的の位置に沈設することが困難であるから、組立後要所要所を鉄線などで結んで作業の終わるまで繁留する必要がある。なお、枠を下向に入れると逆効果となることがあるので注意する。

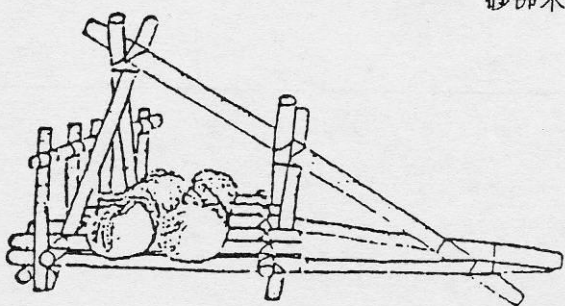
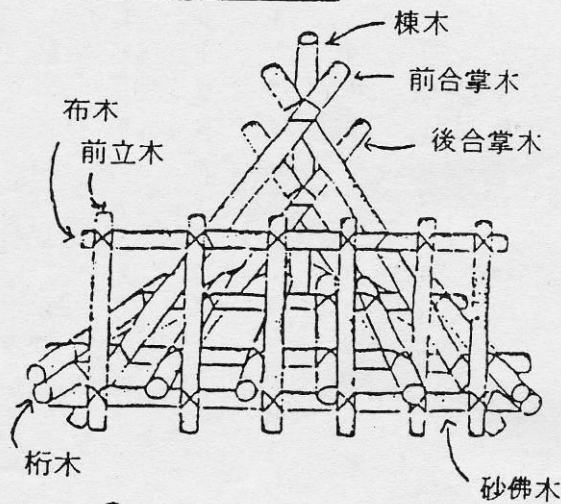
中 聖 牛



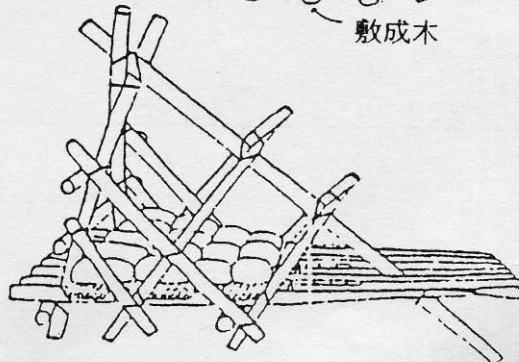
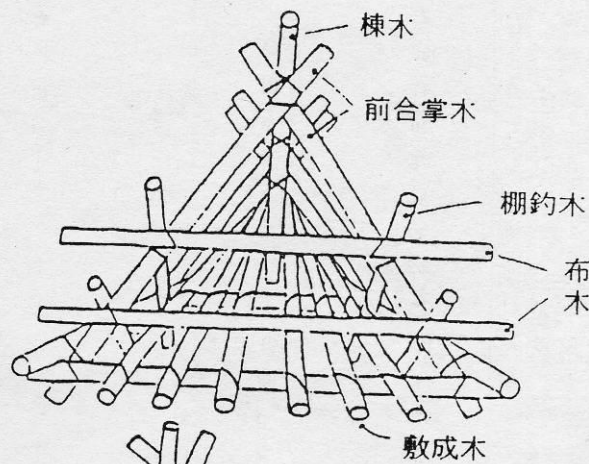
川 倉



笈 牛



鳥 脚



姫路市水防実施状況報告書

作成日時

作成責任者

水防管理 団体名										現地指導公務員 の職氏名		
出水の状況	〇〇川 警戒水位 〇m 水位 〇m									使用器材内訳		
										品名	数量	金額
												円
												円
水防実施 箇所	〇〇川水系〇〇川 地先 〇m (〇〇市〇〇区 内水氾濫など)										円	
											円	
											円	
											円	
日時	自 〇月〇日～ 至 〇月〇日									水防法第 25 条 の堤防その他の 施設の決壊の状 況		
出動人員 概要	水防団員	消防団員	その他	合計	人	人	人	人				
水防作業の 概要 及び工法	〇〇工法 〇〇m (〇〇地区、排水ポンプによる排水など)									水防法第 28 条 により収用又は 購入した器具及 び資材の所有者 及びその事由並 びに使用場所		
水防の 効果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	水防法第 29 条 による立退き指 示の事由及びそ の状況		
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		水防活動に従事 中負傷又は病気 にかかった者の 職氏名及び手当		
	被害									自己の水防活動 に関する所見		
備考												

参 考

目 次

水防法	89
主な風水害	108

水 防 法

〔 昭和 24 年 6 月 4 日 〕
法律 193 号

最終改正令和 5 年 法律第 37 号

【目 次】

第 1 章	総 則	(第 1 条～第 2 条)
第 2 章	水防組織	(第 3 条～第 8 条)
第 3 章	水防活動	(第 9 条～第 32 条)
第 4 章	指定水防管理団体	(第 33 条～第 35 条)
第 5 章	水防協力団体	(第 36 条～第 40 条)
第 6 章	費用の負担及び補助	(第 41 条～第 44 条)
第 7 章	雑 則	(第 45 条～第 51 条)
第 8 章	罰 則	(第 52 条～第 55 条)

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ。）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者、同法第 25 条

の23第1項に規定する流域下水道管理者及び同法第27条第1項に規定する都市下水路管理者をいう。第7条第4項において同じ。)の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、驗潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

参照【水防事務組合の設立—法第3条の2 【水害予防組合—水害予防組合法
【水防計画—法第7条 【水防警報—法第16条

第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

参照【市町村の責務—災害対策基本法—第5条 【都道府県の水防責任—法第3条の6

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

参照【水害予防組合の区域に対する特別措置—法第3条の3 【水防事務組合の議会の議員の選挙—法第3条の4
【水防事務組合の経費の分賦—法第3条の5

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法(明治41年法律第50号)第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となっている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものの中から選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し

学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の2分の1をこえてはならない。

2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

参照【都道府県の責務—災害対策基本法第4条

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

参照【水防管理団体—法第2条第1項

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

参照【水防団—法第6条

(水防団)

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもって組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

参照【水防団員の定員の基準—法第34条 【水防団の訓練—法第35条

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

参照【政令—非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令

(退職報償金)

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

(都道府県の水防計画)

- 第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。
 - 3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。
 - 5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。
 - 6 2以上の都道府県に係る水防事務については、関係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。
 - 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

参照【都道府県水防協議会—法第8条 【都道府県の費用負担—法第43条

【水防計画—法第2条第6項、災害対策基本法第40条、第41条

(都道府県水防協議会)

- 第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。
- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
 - 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員で組織する。
 - 4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
 - 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

- 第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な指定を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

参照【予報および警報—気象業務法第14条の2】

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(情報の提供の求め等)

第11条の2 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知及び周知を行うため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、当該通知及び周知に係る河川の水位又は流量に関する情報であつて、第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川について国土交通大臣が洪水のおそれを予測する過程で取得したものの提供を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、同項に規定する情報を当該都道府県知事及び気象庁長官に提供するものとする。

3 前項の規定による

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の1級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河

川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第14条の2において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第14条 国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
2. 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
3. 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
2. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項も出の規定により指定した河川
3. 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第14条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第1項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項の規定により指定され、又は同条第4項、同条第5項において準用する同条第3項若しくは同条第6項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道などの排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第1号に掲げる排水施設にあつては、第13条の2第2項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を

含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の2第1項の規定による指定に係る排水施設
 2. 下水道法第25条の2に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設
 3. 特定都市河川浸水被害対策法第3条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設
 4. 前3号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設
- 3 前2項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第1項又は第2項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、第1項又は第2項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

1. 第13条の3の規定により指定した海岸
 2. 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議(災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

1. 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

2. 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 3. 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
 4. 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 5. その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
 - 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第3号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 1. 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員
 2. 前項第4号ロに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 3. 前項第4号ハに掲げる施設当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
 1. 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
 2. 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な

避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 第2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利

用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の4 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第15条の5 第15条から前条までの規定は、災害対策基本法第17条第1項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第17条第1項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第44条第1項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第3項、第15条の2第1項及び第5項、第15条の3第1項並びに前条第1項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第15条の6 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第6条第1項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前2項の規定は、第1項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

第15条の7 水防管理者は、前条第1項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

ない。

- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
- 4 水防管理団体は、第1項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第15条の8 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の30日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
- 3 水防管理者は、第1項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第15条の9 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1. 国土交通大臣
2. 当該河川の存する都道府県の知事
3. 当該河川の存する市町村の長
4. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
5. 当該河川の河川管理者
6. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区气象台長、沖縄气象台長又は地方气象台長
7. 第3号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第15条の10 都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織

することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

1. 当該都道府県知事
2. 当該河川の存する市町村の長
3. 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
4. 当該河川の河川管理者
5. 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
6. 第2号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前3項」とあるのは、「次条第1項及び第2項並びに同条第3項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

第15条の11 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

第15条の12 河川管理者は、第15条の6第1項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第58条の8第1項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

参照【水防警報の定義一法第2条第8項 【都道府県の水防計画一法第7条

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

参照【水防警報一法第16条 【警察官の援助の要求一法第22条

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

参照【水防信号一兵庫県水防信号規則

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

参照【洪水等における緊急措置一河川法第22条

【本状の規定により水防に従事した者に対する災害補償一法第45条

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれに関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

参照【洪水時における緊急措置一河川法第22条 】【居住者の水防義務一法第24条

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第31条 2以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第32条 国土交通大臣は、雨水出水、洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第43条の2において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

1. 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

2. 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第1項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第19条、第21条、第22条、第25条、第26条及び第28条の規定の適用については、第19条第1項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第21条第1項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第2項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第19条第2項及び第28条第3項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第22条中「水防管理者」とあり、第25条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第26条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第28条第1項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第32条の2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第32条の3 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第54条第1項第3号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第4章 指定水防管理団体

(水防計画)

第33条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第1項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第1項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第7条第2項から第4項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

参照【都道府県の水防計画一法第7条 【水防協議会一法第34条

【市町村地域防災計画一災害対策基本法第42条

(水防協議会)

第34条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定める。

参照【指定管理団体系法第5条第2項

(水防団員の定員の基準)

第35条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

参照【水防団体系法第6条

第5章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

1. 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
2. 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
3. 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
4. 水防に関する調査研究を行うこと。
5. 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
6. 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利点を受ける市町村が負担するものとする。

2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてはを申請することができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都道府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都道府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑 則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

参照【国土交通省令一水防功労者報償規則】 【退職者報償一退職水防団員等報償規程】

※平成2年度水防功労者大臣表彰を姫路市姫路西消防団並びに姫路市飾磨消防団が受けている。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第51条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第8章 罰 則

第52条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第53条 刑法(明治40年法律第45号)第121条の規定の適用がある場合を除き、第21条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

1. 第15条の7第3項の規定に違反した者
2. 第15条の8第1項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

1. みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
2. 第20条第2項の規定に違反した者
3. 第49条第1項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

【主な風水害】

「地域防災計画 風水害等対策計画 総則 第3章第3節(P15)」参照